

枚方市議会定例会議案書
(令和7年3月定例会)
(別冊)

目 次

議案第122号	枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について	…	1
---------	---	---	---

議案第 122 号

枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）2 月 18 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 建築物エネルギー消費性能基準適合性審査に係る手数料等を見直すため。

枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正する条例

(枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正)

第1条 枚方市建築基準法関係事務条例（平成12年枚方市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、国の機関の長等が法第18条第4項の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

別表1の項中「法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第18条第4項ただし書の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの」を「当該額に、法第6条の3第1項第1号若しくは第2号に掲げる確認審査又は法第18条第5項第1号若しくは第2号に掲げる」に、「当該額に付表2に定める額を加算した額」を「付表2に定める額を加算し、確認の申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合を除く。）である場合又は計画の通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する特定建築行為（建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合を除く。）（建築物省エネルギー法第11条第6項に規定する適合性判定通知書、建築物省エネルギー法施行規則第24条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネルギー法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。）の認定の通知に係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。）の認定の通知に係る書面又はそれらの写しの提出がない場合に限る。）である場合にあっては、付表11に定める額を加算する。」に改め、同表2の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物省エネルギー法」に改め、同表3の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表4の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表48の項中「21,000円」を「23,000円」に改め、同表54の項中「12,000円」を「14,000円」に改め、同表付表1の表中「33,000円」を「38,000円」に、「44,000」を「50,000」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「60,000」を「72,000」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「87,000」を「97,000」に、「116,000」を「130,000」に、「275,000」を「307,000」に、「470,000」を「524,000」に、「730,000」を

「814,000」に改め、同表備考第2号及び第4号中「。ただし、規則で定める場合においては、イに掲げる床面積のみとする。」を削り、別表付表3の1の表中「22,000円」を「25,000円」に、「26,000」を「29,000」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「32,000」を「36,000」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「55,000」を「60,000」に、「76,000」を「84,000」に、「209,000」を「229,000」に、「308,000」を「336,000」に、「518,000」を「566,000」に改め、同表備考第2号及び第3号中「。ただし、規則で定める場合においては、イに掲げる床面積のみとする。」を削り、別表付表3の2の表中「20,000円」を「22,000円」に、「24,000」を「26,000」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「30,000」を「33,000」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「52,000」を「57,000」に、「71,000」を「78,000」に、「199,000」を「218,000」に、「288,000」を「315,000」に、「478,000」を「523,000」に改め、別表付表4の表の部分の部分を次のように改める。

建築物の用途	床面積の合計	金額
非住宅部分の全部が工場等のもの	300平方メートル未満のもの	8,900円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	20,100
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	73,600
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	110,700
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	138,200
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	171,700
	50,000平方メートル以上のもの	238,600
その他のもの	300平方メートル未満のもの	43,100
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	85,500
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	183,600
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	239,300
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	287,600
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	338,100
	50,000平方メートル以上のもの	437,700
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	7,400
	200平方メートル以上のもの	8,200
共同住宅等 (共同住宅、 長屋その他の 一戸建ての住宅 以外の住宅)	300平方メートル未満のもの	14,100
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,300
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,300
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	69,100

をいう。)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	127,100
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	214,800
	50,000平方メートル以上のもの	377,500

別表付表4備考1を次のように改める。

- この表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分（以下「要基準適合部分」という。）について算定する。

別表付表4備考2中「、「非住宅部分」とは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条に規定する非住宅部分をいい」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、同表備考に次のように加える。

- 申請部分が建築物の用途欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。

別表付表5の表中「18,000円」を「20,000円」に、「21,000」を「23,000」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「27,000」を「29,000」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「46,000」を「50,000」に、「62,000」を「68,000」に、「168,000」を「184,000」に、「255,000」を「279,000」に、「430,000」を「470,000」に改め、別表付表6の表中「33,000円」を「38,000円」に、「44,000」を「50,000」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「60,000」を「72,000」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「87,000」を「97,000」に、「116,000」を「130,000」に、「275,000」を「307,000」に、「470,000」を「524,000」に、「730,000」を「814,000」に改め、別表付表7の表中「21,000円」を「24,000円」に、「11,000円」を「13,000円」に、「13,000円」を「15,000円」に、「9,000円」を「10,000円」に改め、別表付表8の表中「10,000円」を「11,000円」に、「18,000」を「20,000」に改め、別表付表9の表中「18,000円」を「21,000円」に、「10,000」を「12,000」に改め、別表付表10の表中「27,000円」を「31,000円」に、「36,000」を「40,000」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「49,000」を「58,000」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「70,000」を「77,000」に、「93,000」を「104,000」に、「220,000」を「245,000」に、「377,000」を「419,000」に、「584,000」を「651,000」に改め、別表に次の付表を加える。

付表11

建築物エネルギー消費性能基準適合性審査に係る手数料表

建築物の用途	床面積の合計	金額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	20,600円
	200平方メートル以上のもの	22,100
共同住宅等 (共同住宅、 長屋その他の)	300平方メートル未満のもの	38,400
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600

一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400
	50,000平方メートル以上のもの	982,600

備考 この表の床面積の合計は、要基準適合部分について算定する。

(枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正)

第2条 枚方市建築行政事務手数料条例（平成29年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2の項中「同条第1項ただし書」を「同条第1項各号」に、「第18条第10項」を「第18条第11項」に改め、同表3の項中「第18条第10項」を「第18条第11項」に改め、同項第3号の表備考2ただし書中「第18条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。

別表第6の1の項の表中「建築物等の区分」を「建築物の区分」に改め、同表1の項中「11,000円」を「11,300円」に、「19,000円」を「19,400円」に、「30,700円」を「31,400円」に、「91,600円」を「93,300円」に、「144,900円」を「147,400円」に、「182,900円」を「186,100円」に、「228,600円」を「232,500円」に、「319,900円」を「325,300円」に、「101,500円」を「103,400円」に、「128,600円」を「130,800円」に、「168,500円」を「171,400円」に、「271,200円」を「275,800円」に、「353,400円」を「359,300円」に、「424,200円」を「431,300円」に、「497,300円」を「505,500円」に、「643,400円」を「654,000円」に、「261,300円」を「265,800円」に、「326,800円」を「332,300円」に、「421,200円」を「428,200円」に、「600,000円」を「609,900円」に、「738,500円」を「750,600円」に、「872,400円」を「886,700円」に、「994,900円」を「1,011,300円」に、「1,240,000円」を「1,260,300円」に改め、同表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの		5,900円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	22,900円 24,500円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	32,200円 35,300円
				その他のもの	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの
			3		共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅の用途に供する部分

		方メートル未満のもの	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円
		50,000平方メートル以上のもの	343,100円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	40,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	183,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	333,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	562,700円
		50,000平方メートル以上のもの	985,000円
	誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	61,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	101,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	254,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	487,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円
		50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	82,500円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円
		50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円

別表第6の1の項の表備考1中「規定する基準をいい」の次に「、「誘導基準併用法」とは同令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいい」を加え、同表備

考2第1号中「いう。）」の次に「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。次号において同じ。）」を加え、同備考第2号中「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）」を削り、同表備考4中「申請部分が建築物等の区分欄」を「申請に係る部分が建築物の区分欄」に改め、別表第6の2の項中「同条第1項ただし書」を「同条第1項各号」に、「第18条第10項」を「第18条第11項」に改め、同表3の項中「第18条第10項」を「第18条第11項」に改め、同項第3号の表備考2ただし書中「第18条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、別表第6の5の項の表中「建築物等の区分」を「建築物の区分」に改め、同表1の項中「6,100円」を「6,400円」に、「10,100円」を「10,400円」に、「16,000円」を「16,400円」に、「46,400円」を「47,400円」に、「73,100円」を「74,400円」に、「92,100円」を「93,800円」に、「114,900円」を「117,000円」に、「160,600円」を「163,400円」に、「51,400円」を「52,400円」に、「64,900円」を「66,100円」に、「84,900円」を「86,400円」に、「136,200円」を「138,600円」に、「177,300円」を「180,400円」に、「212,700円」を「216,300円」に、「249,200円」を「253,500円」に、「322,300円」を「327,700円」に、「131,300円」を「133,600円」に、「164,000円」を「166,800円」に、「211,200円」を「214,800円」に、「300,600円」を「305,700円」に、「369,800円」を「376,000円」に、「436,800円」を「444,100円」に、「498,100円」を「506,300円」に、「620,600円」を「630,800円」に改め、同表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		3,700円			
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	12,200円 12,900円	
				誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	16,800円 18,400円	
			その他のもの		200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	21,800円 24,200円	
				3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				12,600円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円						
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円						
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円						
25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの	113,900円						

			方メートル未満のもの	
			50,000平方メートル以上のもの	172,200円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの		300平方メートル未満のもの	21,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	92,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	167,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	282,100円
			50,000平方メートル以上のもの	493,200円
		誘導基準併用法によるもの		300平方メートル未満のもの
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	425,100円
			50,000平方メートル以上のもの	767,700円
	その他のもの		300平方メートル未満のもの	41,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円

別表第6の6の項の表を次のように改める。

項	区 分			金 額
	建築物の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
1	非住宅建築物又は複合建築物の	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方	10,400円

	住宅以外の用途に供する部分	すると認めたもの	メートル未満のもの			
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円		
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円		
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円		
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円		
			その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	52,400円
					300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	66,100円
					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,600円				
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円				
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,300円				
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	253,500円				
	50,000平方メートル以上のもの	327,700円				
	その他のもの	その他のもの			300平方メートル未満のもの	133,600円
					300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,800円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	214,800円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	305,700円		
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	376,000円		
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			444,100円			
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの			506,300円			
50,000平方メートル以上のもの			630,800円			
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	3,700円			
		その他 誘導仕様基	200平方メートル未満のもの 12,200円			

		のもの	準によるもの	200平方メートル以上のもの	12,900円	
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	16,800円 18,400円	
			その他のもの	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	21,800円 24,200円	
3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更で該当すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,400円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円	
				50,000平方メートル以上のもの	172,200円	
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの		300平方メートル未満のもの
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61,700円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	92,200円
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	167,500円
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	282,100円
					50,000平方メートル以上のもの	493,200円
		誘導基準併用法によるもの				300平方メートル未満のもの
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,600円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円	
				50,000平方メートル以上のもの	767,300円	
その他のもの			300平方メートル未満のもの	41,900円		

		の	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円

備考 1の項の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表に適用する。

別表第6の7の項の表を次のように改める。

項	区 分			金 額
	建築物の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
1	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
			その他のもの	モデル建物法によるもの
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円		
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円		
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円		
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円		
	50,000平方メートル以上のもの	654,000円		

		その他のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円
			50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの		5,900円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの 22,900円 200平方メートル以上のもの 24,500円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの 32,200円 200平方メートル以上のもの 35,300円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの 42,300円 200平方メートル以上のもの 46,900円	
3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの 11,300円 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,700円 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,300円 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 93,300円 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 149,800円 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 226,300円 50,000平方メートル以上のもの 343,100円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの 40,700円 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 68,500円 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,900円 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 183,000円

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	333,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	562,700円
			50,000平方メートル以上のもの	985,000円
		誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	61,600円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	101,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	254,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	487,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円
			50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	82,500円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円
			50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円

備考 1の項の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表に適用する。

別表第7の1の項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区 分				金 額
	建築物の区分	建築物の用途	評価手法の区分	申請等に係る部分の床面積の合計の区分	
1	全ての建築物	全ての用途	他の建築物の評価手法によるもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
				2,000平方メートル以上5,000平	93,300円

				方メートル未満のもの			
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円		
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円		
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円		
				50,000平方メートル以上のもの	325,300円		
2	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	申請等に係る非住宅部分の建築物の用途が工場等のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	22,100円		
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	31,000円		
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,800円		
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	110,300円		
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	166,000円		
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	206,200円		
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	255,700円		
				50,000平方メートル以上のもの	355,500円		
				その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	26,800円
						300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円				
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	174,500円				
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,500円				
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	266,500円				
		50,000平方メートル以上のもの	368,600円				
		その他のもの	モデル建物法によるもの			300平方メートル未満のもの	101,000円
						300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円		
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円		
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円						

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円	
			50,000平方メートル以上のもの	651,600円	
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	263,400円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円	
			50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円	
3	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分		仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
				200平方メートル以上のもの	22,100円
		併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円	
			200平方メートル以上のもの	33,000円	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円	
			200平方メートル以上のもの	44,600円	
4	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円	
			50,000平方メートル以上のもの	982,600円	
		併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円	

			方メートル未満のもの	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
			50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円

備考

1 この表において、「建築物の用途」とは消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいい、「工場等」とは工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「モデル建物法」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに規定する評価手法をいい、「仕様基準」とは同令第1条第2号イ(2)及びロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいい、「併用法」とは同令第1条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合することを確認することをいう。

2 この表の床面積は、法第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（床面積の増加を伴う申請等に限り）をする場合においては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に当該増加に係る部分の床面積を加えた面積とする。

3 申請等に係る部分が建築物の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。

別表第7の2の項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区 分				金 額
	建築物の区分	建築物の	評価手法	申請等に係る部分の床面積の合	

		用途	の区分	計の区分		
1	全ての建築物	全ての用途	他の建築物の評価手法によるもの	300平方メートル未満のもの	6,400円	
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円	
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円	
				50,000平方メートル以上のもの	163,400円	
2	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	申請等に係る非住宅部分の全部の建築物の用途が工場等のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	11,800円	
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,200円	
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,600円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,900円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	83,700円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	103,800円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	128,600円	
				50,000平方メートル以上のもの	178,400円	
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	14,100円	
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,700円	
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,700円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,700円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	88,000円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	108,500円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	134,000円	
				50,000平方メートル以上のもの	185,000円	
			その他のもの	モデル建	300平方メートル未満のもの	51,200円

		もの	物法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
				50,000平方メートル以上のもの	326,500円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
				50,000平方メートル以上のもの	629,700円
3	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分		仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
				200平方メートル以上のもの	11,800円
			併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円
				200平方メートル以上のもの	17,200円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円
				200平方メートル以上のもの	23,000円
4	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分		仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円

			50,000平方メートル以上のもの	492,000円
		併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	30,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円
			50,000平方メートル以上のもの	766,200円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,800円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円

備考 前項の表の備考1及び備考3の規定は、この表に適用する。

別表第7の3の項中「第11条」を「第13条」に改め、同表の4の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項の表中「建築物等の区分」を「建築物の区分」に改め、同表1の項中「11,000円」を「11,300円」に、「19,000円」を「19,400円」に、「30,700円」を「31,400円」に、「91,600円」を「93,300円」に、「144,900円」を「147,400円」に、「182,900円」を「186,100円」に、「228,600円」を「232,500円」に、「319,900円」を「325,300円」に、「99,200円」を「101,000円」に、「126,300円」を「128,500円」に、「166,200円」を「169,100円」に、「269,000円」を「273,500円」に、「351,100円」を「357,000円」に、「421,900円」を「428,900円」に、「495,000円」を「503,200円」に、「641,100円」を「651,600円」に、「259,000円」を「263,400円」に、「324,500円」を「329,900円」に、「418,900円」を「425,800円」に、「597,700円」を「607,600円」に、「736,200円」を「748,300円」に、「870,100円」を「884,400円」に、「992,600円」を「1,008,900円」に、「1,237,700円」を「1,257,900円」に改め、同表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅 又は複合建築物 の一戸建ての住 宅部分	登録住宅性能評価機 関等が性能向上基準 に適合すると認めた もの			5,900円
		その他の もの	誘導仕様 基準によ るもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
				200平方メートル以上のもの	22,100円
		その他の もの	誘導基準 併用法に よるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
				200平方メートル以上のもの	33,000円
		その他の もの	その他の もの	200平方メートル未満のもの	39,900円
200平方メートル以上のもの	44,600円				
3	共同住宅等又は 複合建築物の一 戸建て以外の住 宅部分	登録住宅性能評価機 関等が性能向上基準 に適合すると認めた もの		300平方メートル未満のもの	11,300円
				300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	23,700円
				2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	52,300円
				5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	93,300円
				10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	149,800円
				25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	226,300円
				50,000平方メートル以上のもの	343,100円
		その他の もの	誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
				300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	66,200円
				2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	119,600円
				5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	180,700円
				10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	331,500円
				25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	560,400円
				50,000平方メートル以上のもの	982,600円
				誘導基準 併用法に よるもの	誘導基準 併用法に よるもの
		300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	99,500円		
		2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	173,000円		
		5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	252,600円		
		10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	485,400円		

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
			50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円

別表第7の4の項の表備考1中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「いう」を「いい、「誘導基準併用法」とは同令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう」に改め、同表備考2第1号中「いう。）」の次に「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。次号において同じ。）」を加え、同備考第2号中「（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）」を削り、同表備考3を削り、同表備考4中「備考3の規定にかかわらず、」を削り、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、「（同備考に規定する場合にあっては、当該床面積から当該共同住宅等の部分の共用部分の床面積を除いた面積）」及び「（同備考に規定する場合にあっては、当該床面積から当該共同住宅等の部分の共用部分の床面積を除いた面積）」を削り、同表備考4を同表備考3とし、同表備考5中「申請部分が建築物等の区分欄」を「申請に係る部分が建築物の区分欄」に改め、同備考を同表備考4とし、別表第7の5の項各号列記以外の部分中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「申請建築物等」を「申請建築物」に、「第34条第3項に」を「第29条第3項に」に改め、同項第1号表以外の部分中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「申請建築物等」を「申請建築物」に改め、同号の表中「申請建築物等の区分」を「申請建築物の区分」に、「申請建築物等の床面積の合計の区分」を「申請建築物の床面積の合計の区分」に改め、同表1の項中「11,000円」を「11,300円」に、「19,000円」を「19,400円」に、「30,700円」を「31,400円」に、「91,600円」を「93,300円」に、「144,900円」を「147,700円」に、「182,900円」を「186,100円」に、「228,600円」を「232,500円」に、「319,900円」を「325,300円」に、「99,200円」を「101,000円」に、「126,300円」を「128,500円」に、「166,200円」を「169,100円」に、「269,000円」を「273,500円」に、「351,100円」を「357,000円」に、「421,900円」を「428,900円」に、「495,000円」を「503,200円」に、「641,100円」を「651,600円」に、「259,000円」を「263,400円」に、「324,500円」を

「329,900円」に、「418,900円」を「425,800円」に、「597,700円」を「607,600円」に、「736,200円」を「748,300円」に、「870,100円」を「884,400円」に、「992,600円」を「1,008,900円」に、「1,237,700円」を「1,257,900円」に改め、同表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの			5,900円	
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
					200平方メートル以上のもの	22,100円
				誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
					200平方メートル以上のもの	33,000円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円	
200平方メートル以上のもの	44,600円					
3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,300円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円	
				50,000平方メートル以上のもの	343,100円	
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			66,200円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			119,600円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			180,700円	
		誘導基準併用法によるもの		300平方メートル未満のもの	59,300円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円	
				5,000平方メートル以上のもの	246,500円	

			方メートル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
			50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円

別表第7の5の項第1号の表備考1中「備考4」を「備考3」に改め、同表備考2中「申請部分が申請建築物等の区分欄」を「申請に係る部分が申請建築物の区分欄」に改め、同項第2号表以外の部分中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「申請建築物等」を「申請建築物」に改め、同号の表中「申請建築物等の区分」を「申請建築物の区分」に、「申請建築物等の床面積の合計の区分」を「申請建築物の床面積の合計の区分」に改め、同表1の項中「6,100円」を「6,400円」に、「10,100円」を「10,400円」に、「16,000円」を「16,400円」に、「46,400円」を「47,400円」に、「73,100円」を「74,400円」に、「92,100円」を「93,800円」に、「114,900円」を「117,000円」に、「160,600円」を「163,400円」に、「50,200円」を「51,200円」に、「63,700円」を「64,900円」に、「83,700円」を「85,300円」に、「135,100円」を「137,500円」に、「176,200円」を「179,200円」に、「211,600円」を「215,200円」に、「248,100円」を「252,300円」に、「321,100円」を「326,500円」に、「130,100円」を「132,400円」に、「162,900円」を「165,700円」に、「210,000円」を「213,600円」に、「299,500円」を「304,500円」に、「368,700円」を「374,900円」に、「435,700円」を「442,900円」に、「496,900円」を「505,200円」に、「619,500円」を「629,700円」に改め、同表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの		3,700円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
				200平方メートル以上のもの	11,800円

			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円	
				200平方メートル以上のもの	17,200円	
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円	
				200平方メートル以上のもの	23,000円	
3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,400円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円	
				50,000平方メートル以上のもの	172,200円	
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの		300平方メートル未満のもの
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
					50,000平方メートル以上のもの	492,000円
		誘導基準併用法によるもの				300平方メートル未満のもの
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円	
				50,000平方メートル以上のもの	766,200円	
その他のもの			300平方メートル未満のもの	40,800円		
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円			

			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円

別表第7の5の項第2号の表備考1中「から備考3まで」を「及び備考2」に改め、同表備考2中「申請部分が申請建築物等の区分欄」を「申請に係る部分が申請建築物の区分欄」に改め、別表第7の6の項各号列記以外の部分中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「同条第1項ただし書」を「同条第1項第1号及び第2号」に、「第18条第10項」を「第18条第11項」に改め、同項第1号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表7の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第18条第10項」を「第18条第11項」に改め、同項第3号の表備考2ただし書中「第18条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第35条第5項」を「第30条第5項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、別表第7の8の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表9の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項の表中「建築物等の区分」を「建築物の区分」に改め、同表1の項中「6,100円」を「6,400円」に、「10,100円」を「10,400円」に、「16,000円」を「16,400円」に、「46,400円」を「47,400円」に、「73,100円」を「74,400円」に、「92,100円」を「93,800円」に、「114,900円」を「117,000円」に、「160,600円」を「163,400円」に、「50,200円」を「51,200円」に、「63,700円」を「64,900円」に、「83,700円」を「85,300円」に、「135,100円」を「137,500円」に、「176,200円」を「179,200円」に、「211,600円」を「215,200円」に、「248,100円」を「252,300円」に、「321,100円」を「326,500円」に、「130,100円」を「132,400円」に、「162,900円」を「165,700円」に、「210,000円」を「213,600円」に、「299,500円」を「304,500円」に、「368,700円」を「374,900円」に、「435,700円」を「442,900円」に、「496,900円」を「505,200円」に、「619,500円」を「629,700円」に改め、同表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		3,700円		
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
					200平方メートル以上のもの	11,800円
				誘導基準併用法に	200平方メートル未満のもの	15,700円
200平方メートル以上のもの	17,200円					

			よるもの			
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円	
				200平方メートル以上のもの	23,000円	
3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,400円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円	
				50,000平方メートル以上のもの	172,200円	
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの		300平方メートル未満のもの
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
					50,000平方メートル以上のもの	492,000円
		その他のもの			誘導基準併用法によるもの	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		50,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		87,200円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		127,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		243,300円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		423,600円
				50,000平方メートル以上のもの		766,200円
その他のもの				300平方メートル未満のもの		40,800円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円		

			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円

別表第7の9の項の表備考中「、備考3及び備考5」を「及び備考4」に改め、別表第7の10の項中「第29条」を「第28条」に改め、同項の表の表の部分の部分を次のように改める。

項	区 分			金 額
	建築物の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
1	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円
			その他のもの	モデル建物法によるもの
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円		
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円		
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円		
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円		
	50,000平方メートル以上のもの	326,500円		
	その他のもの	その他のもの		
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円

				方メートル未満のもの	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
				50,000平方メートル以上のもの	629,700円
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認められたもの			3,700円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
				200平方メートル以上のもの	11,800円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円
				200平方メートル以上のもの	17,200円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円
				200平方メートル以上のもの	23,000円
3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認められたもの		300平方メートル未満のもの	6,400円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円
				50,000平方メートル以上のもの	172,200円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円

			50,000平方メートル以上のもの	492,000円
		誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	30,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円
			50,000平方メートル以上のもの	766,200円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		67,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		114,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		163,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		320,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		566,600円
		50,000平方メートル以上のもの		1,040,700円

別表第7の11の項中「第29条」を「第28条」に改め、同項の表の表の部分の部分を次のように改める。

項	区 分			金 額
	建築物の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
1	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
		その他の	モデル建	300平方メートル未満のもの

		もの	物法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
				50,000平方メートル以上のもの	651,600円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	263,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
				50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの			5,900円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
				200平方メートル以上のもの	22,100円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
				200平方メートル以上のもの	33,000円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
				200平方メートル以上のもの	44,600円
3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの		300平方メートル未満のもの	11,300円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円

		方メートル未満のもの	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円
		50,000平方メートル以上のもの	343,100円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
		50,000平方メートル以上のもの	982,600円
		誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		99,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		173,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		252,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		485,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		845,800円
	50,000平方メートル以上のもの		1,530,900円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
		50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円

別表第7の12の項を削り、同表13の項中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「又は法第41条第2項の認定」を削り、同項を同表12の項と

する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
<p>[枚方市建築基準法関係事務条例関係] (工事監理者の選任等の届出)</p> <p>第3条 法第5条の6第4項に規定する建築主(法第6条第1項の確認を受けなければならない者に限る。)は、工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者とともにその旨を市長(法第6条の2第1項の確認を受ける場合は、指定確認検査機関をいう。)に届け出なければならぬ。法第18条第2項の規定の適用を受ける場合において、国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更したときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、国の機関の長等が法第18条第4項の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。</p>		<p>[枚方市建築基準法関係事務条例関係] (工事監理者の選任等の届出)</p> <p>第3条 法第5条の6第4項に規定する建築主(法第6条第1項の確認を受けなければならない者に限る。)は、工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者とともにその旨を市長(法第6条の2第1項の確認を受ける場合は、指定確認検査機関をいう。)に届け出なければならぬ。法第18条第2項の規定の適用を受ける場合において、国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更したときも、同様とする。</p>	
別表(第6条、第7条関係)		別表(第6条、第7条関係)	
項	事 務 の 区 分	事 務 の 区 分	金 額
1	[略]	[略]	付表1に定める額(法第6条の3第1項ただし書第1号若しくは第2号に掲げる確認審査又は法第18条第5項第1号若しくは第2号に掲げる審査(以下「構造計
			付表1に定める額(法第6条の3第1項ただし書の特定制算基準若しくは特定制算構造計算基準又は法第18条第4項ただし書の特定制算基準若しくは

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>算適合性審査」という。) を行う場合にあつては、付表2に定める額を加算し、確認の申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。) 第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。)) 第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合を除く。)である場合又は計画の通知に係る建築物の工事が建築物</p>	<p>特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行う場合にあつては、当該額に付表2に定める額を加算した額)</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>省エネルギー法第12条第2項に規定する特定建築物為(建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合を除く。)(建築物省エネルギー法第11条第6項に規定する適合性判定通知書、建築物省エネルギー法施行規則第24条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物省エネルギー法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。)の認定の通知に係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第1項</p>	

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>の規定による低炭素建築物新築等計画(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。)の認定の通知に係る書面又はそれらの写しの提出がない場合に限る。)である場合にあっては、付表11に定める額を加算する。</p>	
<p>2 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知(以下「完了検査申請等」という。)に対する審査</p>	<p>2 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく工事の完了の通知(以下「完了検査申請等」という。)に対する審査</p> <p>付表3に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合するかどうかの審査(以下「建築物エネルギー消費性能適合性一消費性能基準適合性</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
	審査」という。) を行う場合にあっては、当該額に付表 4 に定める額を加算した額)		査 (以下「建築物エネルギー消費性能基準適合性審査」という。) を行う場合にあっては、当該額に付表 4 に定める額を加算した額)
3	法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査の申請又は法第 18 条第 28 項の規定に基づく特定工程に係る工事の終了の通知 (以下「中間検査申請等」という。) に対する審査	3	法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査の申請又は法第 18 条第 19 項の規定に基づく特定工程に係る工事の終了の通知 (以下「中間検査申請等」という。) に対する審査
4	法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は法第 18 条第 38 項第 1 号若しくは第 2 号 (これらの規定を法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく認定の申請に対する審査	4	法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は法第 18 条第 24 項第 1 号若しくは第 2 号 (これらの規定を法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく認定の申請に対する審査
48	付表 6 に定める額 (工事の実施時期の変更のみを内容とするもの) については、 <u>23,000 円</u>	48	付表 6 に定める額 (工事の実施時期の変更のみを内容とするもの) については、 <u>21,000 円</u>

新 (改正後)		旧 (現 行)	
54	[略]	1 の工 作 物 ご と に 14,000円	1 の工 作 物 ご と に 12,000円
58	[略]	[略]	[略]
備考 [略] 付表 1		備考 [略] 付表 1	
確 認 申 請 等 手 数 料 表		確 認 申 請 等 手 数 料 表	
	床 面 積 の 合 計	金 額	金 額
100平方メートル以内のもの		38,000円	33,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		50,000	44,000
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		72,000	60,000
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		97,000	87,000
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		130,000	116,000
の			
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		307,000	275,000
の			
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		524,000	470,000
50,000平方メートルを超えるもの		814,000	730,000
備考 この表の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。ただし、建築物が法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けた全体計画の工事に係るものであるときは当該各号に定める面積の2分の1について、建築物が法		備考 この表の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。ただし、建築物が法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けた全体計画の工事に係るものであるときは当該各号に定める面積の2分の1について、建築物が法	

新 (改正後)	旧 (現 行)												
<p>第87条の2第1項又は第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による認定を受けた全体計画の工事に係るものときは第4号又は第5号に定める面積の2分の1について算定する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）次に掲げる床面積を合算した面積</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 大規模の修繕、大規模の模様替、建築物の用途の変更又は建築物の移転（以下「大規模の修繕等」という。）をする場合（次号に掲げる場合を除く。）次に掲げる床面積を合算した面積</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>付表2 [略]</p> <p>付表3</p> <p>完了検査申請等手数料表</p> <p>1 中間検査申請等に対する審査を受けていない場合</p> <table border="1" data-bbox="1236 1104 1380 2016"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル以内のもの</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td> <td>29,000</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	100平方メートル以内のもの	25,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	29,000	<p>第87条の2第1項又は第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による認定を受けた全体計画の工事に係るものときは第4号又は第5号に定める面積の2分の1について算定する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）次に掲げる床面積を合算した面積。ただし、規則で定める場合においては、イに掲げる床面積のみとする。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 大規模の修繕、大規模の模様替、建築物の用途の変更又は建築物の移転（以下「大規模の修繕等」という。）をする場合（次号に掲げる場合を除く。）次に掲げる床面積を合算した面積。ただし、規則で定める場合においては、イに掲げる床面積のみとする。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>付表2 [略]</p> <p>付表3</p> <p>完了検査申請等手数料表</p> <p>1 中間検査申請等に対する審査を受けていない場合</p> <table border="1" data-bbox="1236 150 1380 1052"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル以内のもの</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td> <td>26,000</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	100平方メートル以内のもの	22,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000
床面積の合計	金額												
100平方メートル以内のもの	25,000円												
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	29,000												
床面積の合計	金額												
100平方メートル以内のもの	22,000円												
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000												

新 (改正後)	旧 (現 行)																												
<table border="1"> <tr> <td>200平方メートルを超え、<u>300平方メートル以内のもの</u></td> <td><u>36,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u></td> <td><u>60,000</u></td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td> <td><u>84,000</u></td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</td> <td><u>229,000</u></td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</td> <td><u>336,000</u></td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td><u>566,000</u></td> </tr> </table> <p>備考 この表の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分₁の建築物となる場合に限る。） 次に掲げる床面積を合算した面積</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 大規模の修繕等（建築物の用途の変更を除く。以下この号において同じ。）をする場合 次に掲げる床面積を合算した面積</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2 中間検査申請等に対する審査を受けている場合</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>金額</td> </tr> </table>	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	<u>36,000</u>	<u>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>60,000</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>84,000</u>	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>229,000</u>	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>336,000</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>566,000</u>	床面積の合計	金額	<table border="1"> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td> <td><u>32,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u></td> <td><u>55,000</u></td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td> <td><u>76,000</u></td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</td> <td><u>209,000</u></td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</td> <td><u>308,000</u></td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td><u>518,000</u></td> </tr> </table> <p>備考 この表の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分₁の建築物となる場合に限る。） 次に掲げる床面積を合算した面積。ただし、規則で定める場合においては、イに掲げる床面積のみとする。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 大規模の修繕等（建築物の用途の変更を除く。以下この号において同じ。）をする場合 次に掲げる床面積を合算した面積。ただし、規則で定める場合においては、イに掲げる床面積のみとする。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2 中間検査申請等に対する審査を受けている場合</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>金額</td> </tr> </table>	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>32,000</u>	<u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>55,000</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>76,000</u>	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>209,000</u>	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>308,000</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>518,000</u>	床面積の合計	金額
200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	<u>36,000</u>																												
<u>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>60,000</u>																												
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>84,000</u>																												
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>229,000</u>																												
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>336,000</u>																												
50,000平方メートルを超えるもの	<u>566,000</u>																												
床面積の合計	金額																												
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>32,000</u>																												
<u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>55,000</u>																												
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>76,000</u>																												
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>209,000</u>																												
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>308,000</u>																												
50,000平方メートルを超えるもの	<u>518,000</u>																												
床面積の合計	金額																												

新 (改正後)		旧 (現 行)	
100平方メートル以内のもの	22,000円	100平方メートル以内のもの	20,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	24,000
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	33,000	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	57,000	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	52,000
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	78,000	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	218,000	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	199,000
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	315,000	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	288,000
50,000平方メートルを超えるもの	523,000	50,000平方メートルを超えるもの	478,000
備考 [略]		備考 [略]	
付表4		付表4	
建築物エネルギー消費性能基準適合性審査に係る手数料表		建築物エネルギー消費性能基準適合性審査に係る手数料表	
建築物の用途	床面積の合計	建築物の用途	床面積の合計
非住宅部分の全部が工場等のもの	300平方メートル未満のもの	非住宅部分の全部が工場等のもの	1,000平方メートル未満のもの
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		
金額	金額	金額	金額
8,900円	20,100	19,500円	27,900
29,000	29,000	70,200	
73,600		105,400	
110,700			

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
一戸建てのもの		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	131,600
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	138,200	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	163,300
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	171,700	50,000平方メートル以上のもの	226,900
50,000平方メートル以上のもの	238,600	1,000平方メートル未満のもの	85,500
300平方メートル未満のもの	43,100	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	112,800
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	85,500	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	181,300
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	183,600	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	282,500
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	239,300	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	331,500
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	287,600	50,000平方メートル以上のもの	428,100
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	338,100		
50,000平方メートル以上のもの	437,700		
200平方メートル未満のもの	7,400		
200平方メートル以上のもの	8,200		
その他のもの		その他のもの	
一戸建ての住宅			

新 (改正後)		旧 (現 行)
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）	300平方メートル未満のもの	14, 100
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25, 300
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45, 300
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	69, 100
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	127, 100
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	214, 800
	50,000平方メートル以上のもの	377, 500
	<p>備考</p> <p>1 この表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分（以下「要基準適合部分」という。）について算定する。</p>	

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>2 この表において、「建築物の用途」とは要基準適合部分の用途をい い、「工場等」とは工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、 観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（エネルギーの使用の 合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法 律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状 況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 申請部分が建築物の用途欄に掲げる区分の2以上に該当する場合 の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。</p>	<p>消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分を除く。以下 「<u>要基準適合部分</u>」という。）について算定する。ただし、建築物 の増築をする場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律第36条第1項又は都市の低炭素化の促進に関する法律 （平成24年法律第84号）第55条第1項の変更の認定を受け、かつ、 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項に おいて準用する同法第35条第8項又は都市の低炭素化の促進に関す る法律第55条第2項において準用する同法第54条第8項の規定によ り当該増築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12条第3項の規定により同条第6項に規定する適合判定通知書の交 付を受けたものとみなされたときは、当該増築に係る要基準適合部 分の床面積に当該増築に係る部分以外の要基準適合部分の床面積の 合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>2 この表において、「建築物の用途」とは要基準適合部分の用途をい い、「<u>非住宅部分</u>」とは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律第11条に規定する非住宅部分をい、「工場等」とは工場、畜 舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場 その他エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭 和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の 使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>3 [略]</p>

新 (改正後)		旧 (現 行)	
付表5	中間検査申請等手数料表	付表5	中間検査申請等手数料表
	中間検査を行う部分の床面積の合計		中間検査を行う部分の床面積の合計
100平方メートル以内のもの	20,000円	100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	29,000	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	27,000
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	68,000	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	62,000
の		の	
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	184,000	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	168,000
の		の	
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	279,000	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	255,000
50,000平方メートルを超えるもの	470,000	50,000平方メートルを超えるもの	430,000
備考 [略]		備考 [略]	
付表6	全体計画認定審査手数料表	付表6	全体計画認定審査手数料表
	床面積の合計		床面積の合計
100平方メートル以内のもの	38,000円	100平方メートル以内のもの	33,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	44,000
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	60,000
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	87,000
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	116,000

新 (改正後)		旧 (現行)	
の		の	
2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	<u>307,000</u>	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	<u>275,000</u>
10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	<u>524,000</u>	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	<u>470,000</u>
50,000 平方メートルを超えるもの	<u>814,000</u>	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>730,000</u>
備考 [略]		備考 [略]	
付表 7		付表 7	
建築設備に係る確認申請等手数料表		建築設備に係る確認申請等手数料表	
(1) 建築設備を設置する場合	金額 24,000円(小 荷物専用昇 降機にあつ ては、 <u>13,000</u> 円)	(1) 建築設備を設置する場合	金額 21,000円(小 荷物専用昇 降機にあつ ては、 <u>11,000</u> 円)
(2) 確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	金額 <u>15,000</u> 円(小 荷物専用昇 降機にあつ ては、 <u>10,000</u> 円)	(2) 確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	金額 <u>13,000</u> 円(小 荷物専用昇 降機にあつ ては、 <u>9,000</u> 円)
備考 [略]		備考 [略]	
付表 8		付表 8	
建築設備に係る完了検査申請等手数料表		建築設備に係る完了検査申請等手数料表	

新 (改正後)		旧 (現 行)	
	区 分	区 分	金 額
(1)	小荷物専用昇降機に係るものである場合	(1) 小荷物専用昇降機に係るものである場合	10,000円
(2)	小荷物専用昇降機以外のものである場合	(2) 小荷物専用昇降機以外のものである場合	18,000
備考 [略]		備考 [略]	
付表9		付表9	
工 作 物 に 係 る 確 認 申 請 等 手 数 料 表		工 作 物 に 係 る 確 認 申 請 等 手 数 料 表	
	区 分	区 分	金 額
(1)	工 作 物 を 築 造 す る 場 合	(1) 工 作 物 を 築 造 す る 場 合	18,000円
(2)	確 認 済 証 の 交 付 を 受 け た 工 作 物 の 計 画 を 変 更 し て 工 作 物 を 築 造 す る 場 合	(2) 確 認 済 証 の 交 付 を 受 け た 工 作 物 の 計 画 を 変 更 し て 工 作 物 を 築 造 す る 場 合	10,000
備考 [略]		備考 [略]	
付表10		付表10	
移 転 に 係 る 認 定 申 請 手 数 料 表		移 転 に 係 る 認 定 申 請 手 数 料 表	
	床 面 積 の 合 計	床 面 積 の 合 計	金 額
	100平方メートル以内のもの	100平方メートル以内のもの	27,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000
	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	49,000
	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	70,000
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	93,000
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	220,000

新 (改正後)		旧 (現 行)	
10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	419,000	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	377,000
50,000 平方メートルを超えるもの	651,000	50,000 平方メートルを超えるもの	584,000
備考 [略]		備考 [略]	
付表11			
建築物エネルギー消費性能基準適合性審査に係る手数料表			
建築物の用途	床面積の合計	金額	
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	20,600円	
	200平方メートル以上のもの	22,100	
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）	300平方メートル未満のもの	38,400	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400	
	50,000平方メートル以上のもの	982,600	
備考 この表の床面積の合計は、要基準適合部分について算定する。			

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[枚方市建築行政事務手数料条例関係] 別表第5 (第2条関係) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。) 関係事務</p> <p>1 [略]</p> <p>2 法第5条第1項から第5項まで (法第8条第2項において準用する場合を含む。次項及び4の項において同じ。) の規定による認定の申請に対する審査 (建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等 (構造計算適合性判定 (同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。次項において同じ。) 又は同条第1項各号の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をいう。以下この項及び次項において同じ。)) を行わない場合又は構造計算適合性判定等を行う場合において同条第7項若しくは同法第18条第11項の適合判定通知書若しくはそれらの写しの提出があるときに限る。) 申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1)・(2) [略]</p> <p>3 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査 (建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第11項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。) 申</p>	<p>[枚方市建築行政事務手数料条例関係] 別表第5 (第2条関係) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。) 関係事務</p> <p>1 [略]</p> <p>2 法第5条第1項から第5項まで (法第8条第2項において準用する場合を含む。次項及び4の項において同じ。) の規定による認定の申請に対する審査 (建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等 (構造計算適合性判定 (同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。次項において同じ。) 又は同条第1項ただし書の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をいう。以下この項及び次項において同じ。)) を行わない場合又は構造計算適合性判定等を行う場合において同条第7項若しくは同法第18条第10項の適合判定通知書若しくはそれらの写しの提出があるときに限る。) 申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1)・(2) [略]</p> <p>3 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査 (建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。) 申</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>請 1 件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第 1 号及び第 3 号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の床面積は、構造計算適合性判定に係る建築物（建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この項、次項及び 5 の項において同じ。）（同法第86条の 7 第 2 項に規定する独立部分（以下この表において「独立部分」という。）にあつては、当該独立部分）について算定する。ただし、同法第 6 条第 1 項若しくは第18条第 3 項若しくは第 4 項の確認済証の交付を受けた構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第 6 条第 5 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付があつたものとみなされる法第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画を変更して建築物の建築（法第 2 条第 2 項に規</p>	<p>請 1 件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第 1 号及び第 3 号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の床面積は、構造計算適合性判定に係る建築物（建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この項、次項及び 5 の項において同じ。）（同法第86条の 7 第 2 項に規定する独立部分（以下この表において「独立部分」という。）にあつては、当該独立部分）について算定する。ただし、同法第 6 条第 1 項若しくは第18条第 3 項の確認済証の交付を受けた構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第 6 条第 5 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付があつたものとみなされる法第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画を変更して建築物の建築（法第 2 条第 2 項に規定する建築をい</p>

新（改正後）		旧（現行）																													
<p>定する建築をいう。）をする場合においては、構造計算適合性判定に係る建築物（独立部分にあっては、当該独立部分）の床面積（床面積の増加する部分がある場合においては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積）に2分の1を乗じて得た面積とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4～9 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）</p> <p>関係事務</p> <p>1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。）を伴わない場合に限る。）申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>う。）をする場合においては、構造計算適合性判定に係る建築物（独立部分にあっては、当該独立部分）の床面積（床面積の増加する部分がある場合においては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積）に2分の1を乗じて得た面積とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4～9 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）</p> <p>関係事務</p> <p>1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。）を伴わない場合に限る。）申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>建築物の区分</th> <th>評価手法の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19,400円</td> </tr> </tbody> </table>	項	区 分		金 額	建築物の区分	評価手法の区分	1	[略]	[略]	11,300円				19,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>建築物等の区分</th> <th>申請に係る部分の床面積の合計の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項	区 分		金 額	建築物等の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	1	[略]	[略]	11,000円				19,000円
項	区 分			金 額																											
	建築物の区分	評価手法の区分																													
1	[略]	[略]	11,300円																												
			19,400円																												
項	区 分		金 額																												
	建築物等の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分																													
1	[略]	[略]	11,000円																												
			19,000円																												

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
[略]	31,400円	[略]	30,700円
[略]	93,300円	[略]	91,600円
[略]	147,400円	[略]	144,900円
[略]	186,100円	[略]	182,900円
[略]	232,500円	[略]	228,600円
[略]	325,300円	[略]	319,900円
[略]	103,400円	[略]	101,500円
[略]	130,800円	[略]	128,600円
[略]	171,400円	[略]	168,500円
[略]	275,800円	[略]	271,200円
[略]	359,300円	[略]	353,400円
[略]	431,300円	[略]	424,200円
[略]	505,500円	[略]	497,300円
[略]	654,000円	[略]	643,400円
[略]	265,800円	[略]	261,300円
[略]	332,300円	[略]	326,800円
[略]	428,200円	[略]	421,200円
[略]	609,900円	[略]	600,000円
[略]	750,600円	[略]	738,500円
[略]	886,700円	[略]	872,400円
[略]	1,011,300円	[略]	994,900円
[略]	1,260,300円	[略]	1,240,000円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
10,000平方メートル以 上25,000平方メー 未満のもの	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの
25,000平方メートル以 上50,000平方メー 未満のもの	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの
50,000平方メートル以 上のもの	50,000平方メートル 以上のもの
誘導基準 併用法に よるもの	その他の もの
300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	300平方メートル未満 のもの
2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの
5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの
10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの
25,000平方メートル以 上のもの	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの
848,100円	1,116,900円
333,800円	328,800円
562,700円	554,600円
985,000円	971,100円
61,600円	81,000円
101,800円	133,500円
175,300円	225,600円
254,900円	322,400円
487,700円	632,400円
848,100円	1,116,900円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)		
	上50,000平方メートル未満のもの		以上50,000平方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上上のもの	1,533,200円	50,000平方メートル以上上のもの	
	その他の300平方メートル未満のもの	82,500円		
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円		
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円		
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円		
	50,000平方メートル以上上のもの	2,082,300円		

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>備考</p> <p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年国 経 環 済産業省 国土交通省 告示第119号。以下備考1において「告示」という。） 境 省 に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは告示に規定する複合建築物をいい、「技術的基準」とは法第54条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは告示に規定する特別な調査又は研究の結果に基づき評価手法をいい、「誘導仕様基準」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 （平成28年 経済産業省 令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2) 国土交通省 に規定する基準をいい、「誘導基準併用法」とは同令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準を いい、「共同住宅等」とは告示に規定する共同住宅等をいう。</p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 住宅又は複合建築物の住宅の用途に係る部分に係る認定</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年国 経 環 済産業省 国土交通省 告示第119号。以下備考1において「告示」という。） 境 省 に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは告示に規定する複合建築物をいい、「技術的基準」とは法第54条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは告示に規定する特別な調査又は研究の結果に基づき評価手法をいい、「誘導仕様基準」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 （平成28年 経済産業省 令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2) 国土交通省 に規定する基準をいい、「共同住宅等」とは告示に規定する共同住宅等をいう。</p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 住宅又は複合建築物の住宅の用途に係る部分に係る認定</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。次号において同じ。）</p> <p>(2) 前号の認定以外の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>3 [略]</p> <p>4 申請に係る部分が建築物の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。</p> <p>2 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等（構造計算適合性判定（同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。次項において同じ。）又は同条第1項各号の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行わない場合又は構造計算適合性判定等を行う場合において同条第7項若しくは同法第18条第11項の適合判定通知書若しくはそ</p>	<p>の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）</p> <p>(2) 前号の認定以外の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）</p> <p>3 [略]</p> <p>4 申請部分が建築物等の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。</p> <p>2 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等（構造計算適合性判定（同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。次項において同じ。）又は同条第1項ただし書の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行わない場合又は構造計算適合性判定等を行う場合において同条第7項若しくは同法第18条第10項の適合判定通知書若しくはそ</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>これらの写しの提出があるときに限る。) 申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1)・(2) [略]</p> <p>3 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請に対する審査(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第11項の適合判定通知書又はこれらの写しの提出がないときに限る。) 申請1件につき、次に掲げる額(構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額)を合算した額 (1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の床面積は、構造計算適合性判定に係る建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この表において同じ。) (同法第86条の7第2項に規定する独立部分(以下この表において「独立部分」という。)) にあつては、当該独</p>	<p>はこれらの写しの提出があるときに限る。) 申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1)・(2) [略]</p> <p>3 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請に対する審査(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はこれらの写しの提出がないときに限る。) 申請1件につき、次に掲げる額(構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額)を合算した額 (1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の床面積は、構造計算適合性判定に係る建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この表において同じ。) (同法第86条の7第2項に規定する独立部分(以下この表において「独立部分」という。)) にあつては、当該独</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)																				
<p>立部分) について算定する。ただし、同法第6条第1項若しくは第18条第3項若しくは第4項の確認済証の交付を受けた構造計算適合性判定を行う建築物の計画又は法第54条第5項 (法第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定により建築基準法第6条第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったもの、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったもの、構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物の建築 (同法第2条第13号に規定する建築をいう。) をし、又は大規模の修繕 (同法第14号に規定する大規模の修繕をいう。) をし、若しくは大規模の模様替 (同法第15号に規定する大規模の模様替をいう。) をする場合においては、構造計算適合性判定に係る建築物 (独立部分) において、構造計算適合性判定に係る面積の増加する部分がある場合には、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外部分の床面積を加えた面積) に2分の1を乗じて得た面積とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 法第55条第1項の変更の認定の申請 (1の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。) に対する審査 (建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合に限る。) 申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>立部分) について算定する。ただし、同法第6条第1項若しくは第18条第3項の確認済証の交付を受けた構造計算適合性判定を行う建築物の計画又は法第54条第5項 (法第55条第2項において準用する場合を含む。) の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったもの、構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物の建築 (同法第2条第13号に規定する建築をいう。) をし、又は大規模の修繕 (同法第14号に規定する大規模の修繕をいう。) をし、若しくは大規模の模様替 (同法第15号に規定する大規模の模様替をいう。) をする場合においては、構造計算適合性判定に係る建築物 (独立部分) において、構造計算適合性判定に係る面積の増加する部分がある場合には、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外部分の床面積を加えた面積) に2分の1を乗じて得た面積とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 法第55条第1項の変更の認定の申請 (1の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。) に対する審査 (建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合に限る。) 申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区</th> <th>分</th> <th>金</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	区	分	金	額						<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区</th> <th>分</th> <th>金</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	区	分	金	額					
項	区	分	金	額																	
項	区	分	金	額																	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現行）			
建築物の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分		建築物等の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
1	[略]	[略]	6,400円	[略]	[略]	[略]	6,100円
		[略]	10,400円			[略]	10,100円
		[略]	16,400円			[略]	16,000円
		[略]	47,400円			[略]	46,400円
		[略]	74,400円			[略]	73,100円
		[略]	93,800円			[略]	92,100円
		[略]	117,000円			[略]	114,900円
		[略]	163,400円			[略]	160,600円
		[略]	52,400円			[略]	51,400円
		[略]	66,100円			[略]	64,900円
		[略]	86,400円			[略]	84,900円
		[略]	138,600円			[略]	136,200円
		[略]	180,400円			[略]	177,300円
		[略]	216,300円			[略]	212,700円
[略]	253,500円	[略]	249,200円				
[略]	327,700円	[略]	322,300円				
[略]	133,600円	[略]	131,300円				
[略]	166,800円	[略]	164,000円				
[略]	214,800円	[略]	211,200円				
[略]	305,700円	[略]	300,600円				

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
2	一戸建て登録住宅性能評価の住宅又は価機関等が技術は複合建的基準に適合する建築物の一と認めたもの 戸建てのその他誘導仕様 住宅の用のもの基準によるもの 途に供する部分 誘導基準 併用法によるもの その他の200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	[略]	[略]
		376,000円	369,800円
		444,100円	436,800円
		506,300円	498,100円
		630,800円	620,600円
		3,700円	3,400円
		12,200円	11,800円
		12,900円	12,600円
		16,800円	
		18,400円	
3	共同住宅登録住宅性能評価300平方メートル未満の等又は複価機関等が技術は複合建的基準に適合する300平方メートル以上の	21,800円	21,300円
		24,200円	23,600円
		6,400円	6,100円
		12,600円	12,200円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
の一戸建て以外の住宅の用途に供する部分	2,000平方メートル未満のもの	00平方メートル未満のもの	
	2,000平方メートル以上	2,000平方メートル以上	26,300円
	5,000平方メートル未満のもの	5,000平方メートル未満のもの	
	5,000平方メートル以上	5,000平方メートル以上	46,600円
	10,000平方メートル未満のもの	10,000平方メートル未満のもの	
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートル以上	74,600円
	25,000平方メートル未満のもの	25,000平方メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上	25,000平方メートル以上	112,900円
	50,000平方メートル未満のもの	50,000平方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上	50,000平方メートル以上	171,300円
	その他誘導仕様のもの	300平方メートル未満のもの	20,600円
	によるもの	300平方メートル以上	34,300円
	2,000平方メートル未満のもの	2,000平方メートル以上	60,600円
	5,000平方メートル未満のもの	5,000平方メートル未満のもの	
2,000平方メートル以上	2,000平方メートル以上	26,900円	
5,000平方メートル未満のもの	5,000平方メートル未満のもの		
5,000平方メートル以上	5,000平方メートル以上	47,400円	
10,000平方メートル未満のもの	10,000平方メートル未満のもの		
10,000平方メートル以上	10,000平方メートル以上	75,500円	
25,000平方メートル未満のもの	25,000平方メートル未満のもの		
25,000平方メートル以上	25,000平方メートル以上	113,900円	
50,000平方メートル未満のもの	50,000平方メートル未満のもの		
50,000平方メートル以上	50,000平方メートル以上	172,200円	
その他誘導仕様のもの	300平方メートル未満のもの	21,100円	
によるもの	300平方メートル以上	35,000円	
2,000平方メートル未満のもの	2,000平方メートル以上	61,700円	
5,000平方メートル未満のもの	5,000平方メートル未満のもの		

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
のもの		のもの	
5,000平方メートル以上	92,200円	5,000平方メートル以上	90,800円
10,000平方メートル未満		10,000平方メートル未満	
のもの		のもの	
10,000平方メートル以上	167,500円	10,000平方メートル以上	165,100円
25,000平方メートル未満		25,000平方メートル未満	
のもの		のもの	
25,000平方メートル以上	282,100円	25,000平方メートル以上	278,400円
50,000平方メートル未満		50,000平方メートル未満	
のもの		のもの	
50,000平方メートル以上	493,200円	50,000平方メートル以上	487,100円
のもの		のもの	
誘導基準300平方メートル未満のもの	31,500円	その他の300平方メートル未満のもの	41,100円
準併用もの		もの	
法による300平方メートル以上	51,600円	300平方メートル以上	67,400円
2,000平方メートル未満		2,000平方メートル未満	
のもの		のもの	
2,000平方メートル以上	88,300円	2,000平方メートル以上	113,500円
5,000平方メートル未満		5,000平方メートル未満	
のもの		のもの	
5,000平方メートル以上	128,200円	5,000平方メートル以上	161,900円
10,000平方メートル未満		10,000平方メートル未満	
のもの		のもの	

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
10,000平方メートル以上	10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満	25,000平方メートル未満
のもの	のもの
244,900円	317,000円
25,000平方メートル以上	25,000平方メートル以上
50,000平方メートル未満	50,000平方メートル未満
のもの	のもの
425,100円	559,600円
50,000平方メートル以上	50,000平方メートル以上
767,700円	1,027,100円
のもの	のもの
その他300平方メートル未満のもの	
41,900円	
300平方メートル以上	
2,000平方メートル未満	
のもの	
68,600円	
2,000平方メートル以上	
5,000平方メートル未満	
のもの	
115,400円	
5,000平方メートル以上	
10,000平方メートル未満	
のもの	
164,500円	
10,000平方メートル以上	
25,000平方メートル未満	
のもの	
321,800円	
25,000平方メートル以上	
567,800円	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）		
その他 のもの	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	249,200円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,300円	50,000平方メートル以上のもの	322,300円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	253,500円	1,000平方メートル未満のもの	164,000円
	50,000平方メートル以上のもの	327,700円	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	211,200円
	300平方メートル未満のもの	133,600円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,600円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,800円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	369,800円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	214,800円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	436,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	305,700円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	498,100円
	5,000平方メートル以上のもの	376,000円		

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)		
2	一戸建て住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの その他誘導仕様のものによるもの 誘導基準併用によるもの	上10,000平方メートル未満のもの	444,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	506,300円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	630,800円
			50,000平方メートル以上のもの	3,700円
			200平方メートル未満のもの	12,200円
			200平方メートル以上のもの	12,900円
			200平方メートル未満のもの	16,800円
			200平方メートル以上のもの	18,400円
			50,000平方メートル以上のもの	620,600円
			備考 1の項の表の備考1及び備考2の規定は、この表に適用する。	

新 (改正後)		旧 (現 行)	
3 共同住宅 等又は複 合建築物 の一戸建 て以外の 住宅の用 途に供す る部分	その他 のもの 登録住宅性能 評価機関等が軽 微な変更に該当 すると認めたも の の	200平方メートル未満 のもの	21,800円
		200平方メートル以上 のもの	24,200円
		300平方メートル未満 のもの	6,400円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	12,600円
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	26,900円
		5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	47,400円
		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	75,500円
		25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	113,900円
		50,000平方メートル 以上のもの	172,200円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)		
その他のもの	誘導仕 様基準 による もの	300平方メートル未満のもの	21,100円	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	35,000円	
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	61,700円	
		5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	92,200円	
		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	167,500円	
		25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	282,100円	
		50,000平方メートル 以上のもの	493,200円	
		誘導基 準併用 のもの	300平方メートル未満 のもの	31,500円
		法によ るもの	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	51,600円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)
満のもの	88,300円	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円	
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円	
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円	
50,000平方メートル以上のもの	767,300円	
その他	41,900円	
のもの		
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）				
複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	軽微な変更に該当すると認められたもの	300平方メートル以上	19,400円	と認められたもの	1,000平方メートル以上	30,700円
		1,000平方メートル未満のもの			2,000平方メートル未満のもの	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円		2,000平方メートル以上	91,600円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円		5,000平方メートル以上	144,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円		10,000平方メートル未満のもの	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のもの	325,300円		50,000平方メートル以上のもの	319,900円
		300平方メートル未満のもの	103,400円		1,000平方メートル未満のもの	128,600円
		300平方メートル以上のもの	130,800円		2,000平方メートル未満のもの	168,500円
その他のもの		2,000平方メートル以上のもの	271,200円			
2	その他のもの	モデル建築物法によるもの				

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)		
もの	1,000平方メートル未満のもの		5,000平方メートル未満のもの	
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円	50,000平方メートル以上のもの	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円	1,000平方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上のもの	654,000円	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
	満のもの	満のもの	
	1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	872,400円
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	994,900円
	5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	50,000平方メートル以 上のもの	1,240,000円
	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの		
	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの		
	50,000平方メートル 以上のもの		
2	登録住宅性能 の住宅又は は複合建 築物の一 戸建ての		
			5,900円

備考 1の項の表の備考1及び備考2の規定は、この表に適用する。

新 (改正後)		旧 (現 行)			
住宅の用途に供する部分	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,900円	
		誘導仕様併用法によるもの	200平方メートル以上	24,500円	
		誘導仕様併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	32,200円	
		その他のもの	200平方メートル以上	35,300円	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	42,300円	
		その他のもの	200平方メートル以上	46,900円	
	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅の用途に供する部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認められて以外の住宅の用途に供する部分	300平方メートル未満のもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円
3		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円	

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円	
	50,000平方メートル以上のもの	343,100円	
その他 の もの 誘導仕 様基 準 に よ る もの	300平方メートル未満のもの	40,700円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,500円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,900円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	183,000円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	333,800円	
	25,000平方メートル	562,700円	

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)
	以上50,000平方メートル未満のもの	985,000円
	50,000平方メートル以上のもの	61,600円
	300平方メートル未満のもの	101,800円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	175,300円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	254,900円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	487,700円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	848,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,533,200円
	50,000平方メートル以上のもの	
誘導基準併用法によるもの		

新（改正後）		旧（現行）
その他のもの	300平方メートル未満のもの	82,500円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円
	50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円

備考 1の項の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表に適用する。

8 [略]

8 [略]

新（改正後）		旧（現行）		
別表第7（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務 1 法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。この項及び次項において「判定」という。）又は法第11条第2項若しくは第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うもの（評価手法が他の建築物の評価手法（申請等に係る建築物の部分が法第30条第1項の規定による認定（法第31条第1項の規定により変更の認定を受けなければならないときは、当該変更の認定）を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている法第29条第3項に規定する他の建築物の部分である場合における同条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請において用いた直近の評価手法（当該他の建築物に係る評価手法に限る。）と同一のもの）に限る。）以下この項及び次項において同じ。）であるものを除く。）に限る。）に対する審査 申請等1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	別表第7（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務 1 法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。この項及び次項において「判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うもの（評価手法が他の建築物の評価手法（申請等に係る建築物の部分が法第35条第1項の規定による認定（法第36条第1項の規定により変更の認定を受けなければならないときは、当該変更の認定）を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている法第34条第3項に規定する他の建築物の部分である場合における同条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請において用いた直近の評価手法（当該他の建築物に係る評価手法に限る。）と同一のもの）をいう。以下この項及び次項において同じ。）であるものを除く。）に限る。）に対する審査 申請等1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額			
項	建築物の用途の区分	評価手法の区分	申請等に係る部分の床面積の合計の区分	金額
1			1,000平方メートル未満	19,000円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)								
1	全ての建築物 全ての用途 他の建築物の評価方法によるもの	300平方メートル未満のもの	11,300円	よるもの	のもの	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	30,700円			
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	19,400円			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	91,600円			
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	31,400円			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	144,900円			
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	93,300円			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	182,900円			
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	147,400円			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	228,600円			
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	186,100円			50,000平方メートル以上 上のもの	319,900円			
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	232,500円			300平方メートル未満のもの	21,600円			
		50,000平方メートル以上のもの	325,300円			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	30,400円			
		2								

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)				旧 (現 行)		
2	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	申請に係る非住宅部分の全部建築物の用途が工場等のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	43,000円
				300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	108,400円
				1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	163,200円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	202,800円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	251,500円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	50,000平方メートル以上 上のもの	349,700円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	300平方メートル未満のもの	99,200円
				50,000平方メートル以上 トル未満のもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	126,300円
				50,000平方メートル以上 以上のもの	1,000平方メートル以上	166,200円
				その他		

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
もの	もの		2,000平方メートル未満のもの
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,100円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	174,500円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,500円	50,000平方メートル以上のもの
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	266,500円	300平方メートル未満のもの
	50,000平方メートル以上のもの	368,600円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
	モデル建物法	101,000円	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
	その他		
		3	申請等に係る非住宅部分の全部の建築物の用途が工場等
		その他のもの	
			26,200円
			35,400円
			49,100円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
によるもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	128,500円	の もの
	1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	169,100円	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	273,500円	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの
	5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	357,000円	10,000平方メートル以 上25,000平方メー トル未満のもの
	10,000平方メー トル以上25,000平方メー トル未満のもの	428,900円	25,000平方メー トル以上50,000平方メー トル未満のもの
	25,000平方メー トル以上50,000平方メー トル未満のもの	503,200円	50,000平方メー トル以上のもの
	50,000平方メー トル以上のもの	651,600円	300平方メー トル未満の もの
	300平方メー トル未満 のもの	263,400円	300平方メー トル以上 1,000平方メー トル未満 のもの
	300平方メー トル以上	329,900円	1,000平方メー トル以上 2,000平方メー トル未満 のもの
	その他のもの		その他のもの

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）		
3 一戸建て住宅又は複合建	仕様基準によるもの	1,000平方メートル未満のもの	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	736,200円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	992,600円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	50,000平方メートル以上 上のもの	1,237,700円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの		
		50,000平方メートル以上 以上のもの		
		200平方メートル未満のもの		
		200平方メートル以上 以上のもの		

備考
 1. この表において、「建築物の用途」とは消費性能基準に適合させなければならぬ建築物の部分の用途をいい、「工場等」とは工場、畜舎、自動車庫、自動車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「床面積」とは建築基準法施行

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
建築物の一戸建ての住宅部分	併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
		200平方メートル以上のもの	33,000円
建築物の一戸建ての住宅部分	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
		200平方メートル以上のもの	44,600円
4 共同住宅又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
建築物の一戸建ての住宅部分		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
建築物の一戸建ての住宅部分		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
		25,000平方メートル以上のもの	560,400円

令第2条第1項第3号に規定する床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。）又は改築（以下備考1において「増築等」という。）の判定であつて、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をすする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書の規定により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）をいい、「モデル建築物」とは同令第1条第1項第1号ロに規定する評価手法をいう。

2 この表の床面積は、法第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（床面積の増加を伴う申請等に限る。）をすする場合においては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に当該増加に係る部分の床面積を加えた面積とする。

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)
併用法 による もの	以上50,000平方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上のもの	982,600円
	300平方メートル未満のもの	59,300円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
	50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円

新（改正後）		旧（現行）
その他 のもの	300平方メートル未満 のもの	80,200円
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	133,500円
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	227,100円
	5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	325,300円
	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	640,100円
	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	1,131,900円
	50,000平方メートル 以上のもの	2,080,000円

備考

1. この表において、「建築物の用途」とは消費性能基準に適合さ
せなければならない建築物の部分の用途をいい、「工場等」とは

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号））第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「モデル建物法」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに規定する評価手法をいい、「仕様基準」とは同令第1条第2号イ(2)及びロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいい、「併用法」とは同令第1条第2号イ(1)及びロ(1)及びロ(1)に適合することを確認することをいう。</p> <p>2 この表の床面積は、法第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（床面積の増加を伴う申請等に限る。）をする場合においては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に当該増加に係る部分の床面積を加えた面積とする。</p> <p>3 申請等に係る部分が建築物の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。</p> <p>2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（前項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴</p>	<p>2 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（前項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴</p>

新（改正後）		旧（現行）			
<p>うもの（評価手法が他の建築物の評価手法であるものを除く。）を除く。）に対する審査 申請等 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>うもの（評価手法が他の建築物の評価手法であるものを除く。）を除く。）に対する審査 申請等 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>			
項	建築物の区分	区分		金額	
		建築物の用途	評価手法の区分		
1	全ての建築物	全ての建築物の用途	他の建築物の評価手法によるもの	申請等に係る部分の床面積の合計の区分	6,100円
			他の建築物の評価手法によるもの	300平方メートル未満のもの	6,100円
			他の建築物の評価手法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
			他の建築物の評価手法によるもの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
			他の建築物の評価手法によるもの	2,000平方メートル以上46,400円未満のもの	46,400円
			他の建築物の評価手法によるもの	46,400円以上73,100円未満のもの	73,100円
			他の建築物の評価手法によるもの	73,100円以上92,100円未満のもの	92,100円
			他の建築物の評価手法によるもの	92,100円以上10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	10,000円
			他の建築物の評価手法によるもの	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	10,000円
			他の建築物の評価手法によるもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	50,000円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
2	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	モデル建物法によるもの	モデル建物法によるもの (前項に掲げるものを除く。)
		申請に係る非住宅部分の全部の建築物の用途が工場等のもの	申請に係る非住宅部分の全部の建築物の用途が工場等のもの
	トル未満のもの		
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
	50,000平方メートル以上のもの	50,000平方メートル以上のもの	160,600円
	300平方メートル未満のもの	1,000平方メートル未満のもの	15,800円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,100円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	54,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	82,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	102,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	126,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	50,000平方メートル以上103,800円	175,400円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
トル未満のもの		上のもの	
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	128,600円	1,000平方メートル未満のもの	63,700円
50,000平方メートル以上のもの	178,400円	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	83,700円
300平方メートル未満のもの	14,100円	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	135,100円
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	18,700円	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	176,200円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	25,700円	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	211,600円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	59,700円	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	248,100円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	88,000円	50,000平方メートル以上 上のもの	321,100円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	108,500円	1,000平方メートル未満のもの	18,300円
		申請等に係る非住宅部分の全部の	
		3	
		その他のもの	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
以上50,000平方メートル未満のもの	326,500円	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	299,500円
50,000平方メートル以上のもの	132,400円	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	368,700円
300平方メートル未満のもの	165,700円	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	435,700円
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	213,600円	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	496,900円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	304,500円	50,000平方メートル以上のもの	619,500円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	374,900円		
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	442,900円		
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	505,200円		
25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの			
50,000平方メートル以上のもの			

備考 前項の表の備考1の規定は、この表に適用する。

新（改正後）		旧（現行）		
3	一戸建て住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	仕様基準によるもの 併用法によるもの その他のもの	トル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	629,700円
			200平方メートル未満のもの	11,000円
			200平方メートル以上のもの	11,800円
			200平方メートル未満のもの	15,700円
			200平方メートル以上のもの	17,200円
			200平方メートル未満のもの	20,700円
4	共同住宅又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分	仕様基準によるもの	200平方メートル以上のもの	23,000円
			300平方メートル未満のもの	19,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)
	以上25,000平方メートル未満のもの	423,600円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	766,200円
	300平方メートル未満のもの	40,800円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円
その他		

新（改正後）		旧（現行）																													
	<p>トル未満のもの 50,000平方メートル 以上のもの</p>																														
<p><u>備考</u> 前項の表の備考1及び備考3の規定は、この表に適用する。</p>																															
3	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定による書面の交付の申請に対する審査 1通につき、前項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	3	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による書面の交付の申請に対する審査 1通につき、前項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																												
4	<p>法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から9の項までにおいて同じ。）を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合に限る。） 申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	4	<p>法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から9の項までにおいて同じ。）を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合に限る。） 申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																												
項	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物の区分</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>評価手法の区分</th> <th>申請に係る部分の床面積の合計の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19,400円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の区分	区分		金額	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	1	[略]	[略]	11,300円				19,400円	項	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物等の区分</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>評価手法の区分</th> <th>申請に係る部分の床面積の合計の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19,000円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物等の区分	区分		金額	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	1	[略]	[略]	11,000円				19,000円
建築物の区分	区分		金額																												
	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分																													
1	[略]	[略]	11,300円																												
			19,400円																												
建築物等の区分	区分		金額																												
	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分																													
1	[略]	[略]	11,000円																												
			19,000円																												

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
[略]	31,400円	[略]	30,700円
[略]	93,300円	[略]	91,600円
[略]	147,400円	[略]	144,900円
[略]	186,100円	[略]	182,900円
[略]	232,500円	[略]	228,600円
[略]	325,300円	[略]	319,900円
[略]	101,000円	[略]	99,200円
[略]	128,500円	[略]	126,300円
[略]	169,100円	[略]	166,200円
[略]	273,500円	[略]	269,000円
[略]	357,000円	[略]	351,100円
[略]	428,900円	[略]	421,900円
[略]	503,200円	[略]	495,000円
[略]	651,600円	[略]	641,100円
[略]	263,400円	[略]	259,000円
[略]	329,900円	[略]	324,500円
[略]	425,800円	[略]	418,900円
[略]	607,600円	[略]	597,700円
[略]	748,300円	[略]	736,200円
[略]	884,400円	[略]	870,100円
[略]	1,008,900円	[略]	992,600円
[略]	1,257,900円	[略]	1,237,700円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
2	<p>一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分</p> <p>登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの</p> <p>その他の誘導仕様の基準によるもの</p> <p>誘導基準併用法によるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>200平方メートル未満のもの</p> <p>200平方メートル以上</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>200平方メートル以上</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>200平方メートル以上</p>	<p>5,900円</p> <p>20,600円</p> <p>22,100円</p> <p>29,900円</p> <p>33,000円</p> <p>39,900円</p> <p>44,600円</p>
3	<p>共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分</p> <p>登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの</p>	<p>300平方メートル未満のもの</p> <p>300平方メートル以上</p> <p>2,000平方メートル未満のもの</p> <p>2,000平方メートル以上</p>	<p>11,300円</p> <p>23,700円</p> <p>52,300円</p>
2	<p>一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分</p> <p>登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの</p> <p>その他の誘導仕様の基準によるもの</p>	<p>200平方メートル未満のもの</p> <p>200平方メートル以上</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>200平方メートル以上</p>	<p>5,600円</p> <p>20,100円</p> <p>21,600円</p>
3	<p>共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分</p> <p>登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの</p>	<p>300平方メートル未満のもの</p> <p>300平方メートル以上</p> <p>2,000平方メートル未満のもの</p> <p>2,000平方メートル以上</p>	<p>11,000円</p> <p>23,200円</p> <p>51,400円</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
上5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	93,300円 149,800円 226,300円 343,100円	上5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	91,800円 147,700円 223,500円 339,400円
300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	38,400円 66,200円 119,600円 180,700円	300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	37,600円 65,000円 117,600円 177,800円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
ル未満のもの		ル未満のもの	
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
50,000平方メートル以上のもの	982,600円	50,000平方メートル以上のもの	968,800円
誘導基準併用によるもの		その他	
300平方メートル未満のもの	59,300円	300平方メートル未満のもの	78,700円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
	845,800円		1,114,700円
	50,000平方メートル以上のもの		50,000平方メートル以上のもの
	1,530,900円		2,048,600円
その他	300平方メートル未満のもの		
	80,200円		
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
	133,500円		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
	227,100円		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		
	325,300円		
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
	640,100円		
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		
	1,131,900円		

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>備考</p> <p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは同号に規定する複合建築物をいい、「性能向上基準」とは法第30条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは同令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価手法をいい、「住宅」とは同令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、「誘導仕様基準」とは同令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいい、「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「<u>誘導基準併用法</u>」とは同令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。</p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>(1) 住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。次号において同じ。）</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは同号に規定する複合建築物をいい、「性能向上基準」とは法第35条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは同令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価手法をいい、「住宅」とは同令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、「誘導仕様基準」とは同令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいい、「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>(1) 住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>(2) 前号の認定以外の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>3 この表の床面積は、<u>法第31条第1項の変更の認定の申請（床面積の増加を伴う申請に限る。）</u>を伴う場合においては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に当該増加に係る部分の床面積を加えた面積とする。</p> <p>4 申請に係る部分が建築物の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。</p> <p>5 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更</p>	<p>(2) 前号の認定以外の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（<u>法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。</u>）</p> <p>3 この表の床面積は、<u>共同住宅等の部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する方法のうち当該共同住宅等の部分の共用部分（住宅部分のうち1の住戸以外の部分をいう。以下この表において同じ。）に係る設計一次エネルギー消費量（同令第1条第1項第1号に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下備考3において同じ。）を加算しない方法により設計一次エネルギー消費量を算定した場合においては、床面積から当該共同住宅等の部分の共用部分の床面積を除いた面積とする。</u></p> <p>4 備考3の規定にかかわらず、この表の床面積は、<u>法第36条第1項の変更の認定の申請（床面積の増加を伴う申請に限る。）</u>を伴う場合においては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（同備考に規定する場合にあっては、当該床面積から当該共同住宅等の部分の共用部分の床面積を除いた面積）に2分の1を乗じて得た面積に当該増加に係る部分の床面積（同備考に規定する場合にあっては、当該床面積から当該共同住宅等の部分の共用部分の床面積を除いた面積）を加えた面積とする。</p> <p>5 申請部分が建築物等の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。</p> <p>5 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更</p>

新（改正後）		旧（現行）																																													
<p>の認定の申請に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合に限る。）</p> <p>申請1件につき、次の各号に掲げる申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物又は同項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請に係る申請建築物（当該変更の認定の申請にあつては、次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更に係るもの若しくは床面積の増加をしたもの（次号において「評価手法変更等建築物」という。）又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載されたものに限る。以下この号において同じ。） 1の申請建築物ごとに、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>の認定の申請に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合に限る。）</p> <p>申請1件につき、次の各号に掲げる申請建築物等（法第34条第3項に規定する申請建築物又は同項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に係る申請建築物等（当該変更の認定の申請にあつては、次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更に係るもの若しくは床面積の増加をしたもの（次号において「評価手法変更等建築物」という。）又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載されたものに限る。以下この号において同じ。） 1の申請建築物等ごとに、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>申請建築物の区分</th> <th>評価手法の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>93,300円</td> </tr> </tbody> </table>		項	区 分		金 額	申請建築物の区分	評価手法の区分	1	[略]	[略]	11,300円				19,400円				31,400円				93,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>申請建築物等の区分</th> <th>申請建築物等の床面積の合計の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>91,600円</td> </tr> </tbody> </table>		項	区 分		金 額	申請建築物等の区分	申請建築物等の床面積の合計の区分	1	[略]	[略]	11,000円				19,000円				30,700円				91,600円
項	区 分		金 額																																												
	申請建築物の区分	評価手法の区分																																													
1	[略]	[略]	11,300円																																												
			19,400円																																												
			31,400円																																												
			93,300円																																												
項	区 分		金 額																																												
	申請建築物等の区分	申請建築物等の床面積の合計の区分																																													
1	[略]	[略]	11,000円																																												
			19,000円																																												
			30,700円																																												
			91,600円																																												

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現行）				
			[略]	147,400円			[略]	144,900円
			[略]	186,100円			[略]	182,900円
			[略]	232,500円			[略]	228,600円
			[略]	325,300円			[略]	319,900円
		[略]	[略]	101,000円		[略]	[略]	99,200円
		[略]	[略]	128,500円		[略]	[略]	126,300円
		[略]	[略]	169,100円		[略]	[略]	166,200円
		[略]	[略]	273,500円		[略]	[略]	269,000円
		[略]	[略]	357,000円		[略]	[略]	351,100円
		[略]	[略]	428,900円		[略]	[略]	421,900円
		[略]	[略]	503,200円		[略]	[略]	495,000円
		[略]	[略]	651,600円		[略]	[略]	641,100円
		[略]	[略]	263,400円		[略]	[略]	259,000円
		[略]	[略]	329,900円		[略]	[略]	324,500円
		[略]	[略]	425,800円		[略]	[略]	418,900円
		[略]	[略]	607,600円		[略]	[略]	597,700円
		[略]	[略]	748,300円		[略]	[略]	736,200円
		[略]	[略]	884,400円		[略]	[略]	870,100円
		[略]	[略]	1,008,900円		[略]	[略]	992,600円
		[略]	[略]	1,257,900円		[略]	[略]	1,237,700円
2	一戸建て の住宅又	登録住宅性能 評価機関等が		5,900円	2	一戸建て の住宅又	登録住宅性能 評価機関等が	5,600円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現行）								
	は複合建築物の一戸建ての住宅部分	性能向上基準に適合すると認められたもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満	20,600円	は複合建築物の一戸建ての住宅部分	性能向上基準に適合すると認められたもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満	20,100円			
				200平方メートル以上	22,100円				200平方メートル以上	21,600円			
				200平方メートル未満	29,900円				誘導基準併用	200平方メートル未満	39,900円		
				200平方メートル以上	33,000円							200平方メートル以上	44,600円
				200平方メートル未満	39,900円								
				200平方メートル以上	44,600円				200平方メートル以上	43,700円			
				3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分				登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満	11,300円	3	共同住宅等又は複合建築物の一戸建て以外の住宅部分
300平方メートル以上	23,700円	300平方メートル以上	23,200円										
2,000平方メートル未満		2,000平方メートル未満											
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	52,300円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	51,400円										

新（改正後）				旧（現 行）				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円	
		50,000平方メートル以上のもの	343,100円			50,000平方メートル以上のもの	339,400円	
	その他 のもの	誘導仕 様基準 による もの	300平方メートル未満のもの	38,400円	その他 のもの	誘導仕 様基準 による もの	300平方メートル未満のもの	37,600円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
			10,000平方メートル	331,500円			10,000平方メートル	326,500円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
		以上25,000平方メートル未満のもの			以上25,000平方メートル未満のもの
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
		50,000平方メートル以上のもの	982,600円		50,000平方メートル以上のもの
	誘導基準併用によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円	その他	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの	845,800円		25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
			トル未満のもの				トル未満のもの
			50,000平方メートル以上のも	1,530,900円			50,000平方メートル以上のも
		その他	300平方メートル未満のもの	80,200円			
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円			
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円			
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円			
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円			
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円			
			50,000平方メートル以上のも	2,080,000円			
備考				備考			

新（改正後）					旧（現 行）				
<p>1 前項の表の備考1から備考3までの規定は、この表に適用する。</p> <p>2 申請に係る部分が申請建築物の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。</p> <p>(2) 法第31条第1項の変更の認定の申請に係る申請建築物（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載されたものでないものであって、現に変更（同項の軽微な変更を除く。）があるもの（評価手法変更等建築物を除く。）に限る。以下この号において同じ。） 1の申請建築物ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>					<p>1 前項の表の備考1から備考4までの規定は、この表に適用する。</p> <p>2 申請部分が申請建築物等の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。</p> <p>(2) 法第36条第1項の変更の認定の申請に係る申請建築物等（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載されたものでないものであって、現に変更（同項の軽微な変更を除く。）があるもの（評価手法変更等建築物を除く。）に限る。以下この号において同じ。） 1の申請建築物等ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>				
項	区 分			金 額	項	区 分			金 額
	申請建築物の区分	評価手法の区分	申請建築物の床面積の合計の区分			申請建築物等の区分	評価手法の区分	申請建築物等の床面積の合計の区分	
1	[略]	[略]	[略]	6,400円	1	[略]	[略]	[略]	6,100円
			[略]	10,400円				[略]	10,100円
			[略]	16,400円				[略]	16,000円
			[略]	47,400円				[略]	46,400円
			[略]	74,400円				[略]	73,100円
			[略]	93,800円				[略]	92,100円
			[略]	117,000円				[略]	114,900円
			[略]	163,400円				[略]	160,600円
	[略]	[略]	[略]	51,200円		[略]	[略]	[略]	50,200円

新（改正後）					旧（現 行）					
			による もの	200平方メートル以上 のもの	11,800円			による もの	200平方メートル以上 のもの	11,400円
			誘導基 準併用	200平方メートル未満 のもの	15,700円					
			法によ るもの	200平方メートル以上 のもの	17,200円					
			その他 のもの	200平方メートル未満 のもの	20,700円			その他 のもの	200平方メートル未満 のもの	20,200円
				200平方メートル以上 のもの	23,000円				200平方メートル以上 のもの	22,500円
3	共同住宅 等又は複 合建築物 の一戸建 て以外の 住宅部分	登録住宅性能 評価機関等が性 能向上基準に適 合すると認めた もの		300平方メートル未満 のもの	6,400円	3	共同住宅 等又は複 合建築物 の一戸建 て以外の 住宅部分	登録住宅性能 評価機関等が性 能向上基準に適 合すると認めた もの	300平方メートル未満 のもの	6,100円
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	12,600円				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	12,200円
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	26,900円				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	26,300円
				5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	47,400円				5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	46,800円
				10,000平方メートル 以上25,000平方メー	75,500円				10,000平方メートル 以上25,000平方メー	74,600円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
			トル未満のもの				トル未満のもの
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
			50,000平方メートル以上のもの	172,200円			50,000平方メートル以上のもの
	その他 のもの	誘導仕 様基準 による もの	300平方メートル未満のもの	19,900円	その他 のもの	誘導仕 様基準 による もの	300平方メートル未満のもの
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
	50,000平方メートル 以上のもの	492,000円		50,000平方メートル 以上のもの	486,000円
誘導基 準併用	300平方メートル未満 のもの	30,400円	そ の 他 の 物 の	300平方メートル未満 のもの	40,000円
法によ るもの	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	50,500円		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	66,200円
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	87,200円		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	112,300円
	5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	127,000円		5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	160,800円
	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	243,300円		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	315,800円
	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	423,600円		25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	558,400円
	50,000平方メートル 以上のもの	766,200円		50,000平方メートル 以上のもの	1,025,900円
そ の 他 の 物 の	300平方メートル未満 のもの	40,800円			

新（改正後）				旧（現 行）	
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	67,500円	
			2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	114,300円	
			5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	163,400円	
			10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	320,700円	
			25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	566,600円	
			50,000平方メートル 以上のもの	1,040,700円	
備考					
備考			備考		
1 前項の表の備考1及び備考2の規定は、この表に適用する。			1 前項の表の備考1から備考3までの規定は、この表に適用する。		
2 申請に係る部分が申請建築物の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。			2 申請部分が申請建築物等の区分欄に掲げる区分の2以上に該当する場合の手数料の額は、該当する区分ごとに定める額の合計額とする。		
6 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更			6 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更		

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等（構造計算適合性判定（同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。次項において同じ。）又は同条第1項第1号及び第2号の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行わない場合又は構造計算適合性判定等を行う場合において同条第7項若しくは同法第18条第11項の適合判定通知書若しくはそれらの写しの提出があるときに限る。） 申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合 4の項の規定により算定した額（当該申請が法第31条第1項の変更の認定の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）である場合にあっては、9の項の規定により算定した額）</p> <p>ロ 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 前項の規定により算定した額</p> <p>(2) [略]</p> <p>7 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機</p>	<p>の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等（構造計算適合性判定（同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。次項において同じ。）又は同条第1項ただし書の特定制算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行わない場合又は構造計算適合性判定等を行う場合において同条第7項若しくは同法第18条第10項の適合判定通知書若しくはそれらの写しの提出があるときに限る。） 申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合 4の項の規定により算定した額（当該申請が法第36条第1項の変更の認定の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）である場合にあっては、9の項の規定により算定した額）</p> <p>ロ 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 前項の規定により算定した額</p> <p>(2) [略]</p> <p>7 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第11項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の床面積は、構造計算適合性判定に係る建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この表において同じ。）（同法第86条の7第2項に規定する独立部分（以下この表において「独立部分」という。）にあつては、当該独立部分）について算定する。ただし、同法第6条第1項若しくは第18条第3項若しくは第4項の確認済証の交付を受けた構造計算適合性判定を行う建築物の計画又は法第30条第5項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があつたものとみなされる構造計算適合性判定を行う建築</p>	<p>に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表の床面積は、構造計算適合性判定に係る建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この表において同じ。）（同法第86条の7第2項に規定する独立部分（以下この表において「独立部分」という。）にあつては、当該独立部分）について算定する。ただし、同法第6条第1項若しくは第18条第3項の確認済証の交付を受けた構造計算適合性判定を行う建築物の計画又は法第35条第5項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があつたものとみなされる構造計算適合性判定を行う建築物エネルギー消</p>

新（改正後）	旧（現 行）								
<p>物エネルギー消費性能向上計画を変更して建築物の建築（同法第2条第13号に規定する建築をいう。）をし、又は大規模の修繕（同条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）若しくは大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合においては、構造計算適合性判定に係る建築物（独立部分にあつては、当該独立部分）の床面積（床面積の増加する部分がある場合においては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積）に2分の1を乗じて得た面積とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>8 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合に限る。）申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1)・(2) [略]</p> <p>9 法第31条第1項の変更の認定の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合に限る。）申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="264 1326 1122 1374"> <tr> <td>項</td> <td>区</td> <td>分</td> <td>金 額</td> </tr> </table>	項	区	分	金 額	<p>費性能向上計画を変更して建築物の建築（同法第2条第13号に規定する建築をいう。）をし、又は大規模の修繕（同条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）若しくは大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合においては、構造計算適合性判定に係る建築物（独立部分にあつては、当該独立部分）の床面積（床面積の増加する部分がある場合においては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積）に2分の1を乗じて得た面積とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>8 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合に限る。）申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1)・(2) [略]</p> <p>9 法第36条第1項の変更の認定の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合に限る。）申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="1227 1326 2085 1374"> <tr> <td>項</td> <td>区</td> <td>分</td> <td>金 額</td> </tr> </table>	項	区	分	金 額
項	区	分	金 額						
項	区	分	金 額						

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現行）							
1	建築物の 区分	評価手法の区分		申請に係る部分の床面 積の合計の区分	1	建築物等 の区分	評価手法の区分		申請に係る部分の床面 積の合計の区分			
	1	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	
[略]					[略]	[略]						
[略]					[略]	[略]						
[略]					[略]	[略]						
[略]					[略]	[略]						
[略]					[略]	[略]						
[略]					[略]	[略]						
[略]					[略]	[略]						
[略]			[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
				[略]	[略]	[略]			[略]	[略]		
				[略]	[略]	[略]			[略]	[略]		
				[略]	[略]	[略]			[略]	[略]		
				[略]	[略]	[略]			[略]	[略]		
				[略]	[略]	[略]			[略]	[略]		
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現行）					
			[略]				[略]		
			[略]				[略]		
			[略]				[略]		
			[略]				[略]		
2	一戸建て の住宅又は 複合建築物の 一戸建ての 住宅部分	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認められたもの その他誘導仕様 のもの 基準によるもの 誘導基準 併用法によるもの その他のもの	200平方メートル未満 のもの 200平方メートル以上 のもの 200平方メートル未満 のもの 200平方メートル以上 のもの 200平方メートル未満 のもの 200平方メートル以上 のもの	3,700円 11,000円 11,800円 15,700円 17,200円 20,700円 23,000円	2	一戸建て の住宅又は 複合建築物の 一戸建ての 住宅部分	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認められたもの その他誘導仕様 のもの 基準によるもの その他のもの	200平方メートル未満 のもの 200平方メートル以上 のもの 200平方メートル未満 のもの 200平方メートル以上 のもの	3,400円 10,700円 11,400円 20,200円 22,500円
3	共同住宅 等又は複合建築物	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると	300平方メートル未満 のもの 300平方メートル以上	6,400円 12,600円	3	共同住宅 等又は複合建築物	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると	300平方メートル未満 のもの 300平方メートル以上	6,100円 12,200円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
の一戸建 て以外の 住宅部分	認められたもの	2,000平方メートル未 満のもの		2,000平方メートル未 満のもの		2,000平方メートル未 満のもの	
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	26,900円	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	26,300円
		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	47,400円	5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	46,800円
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	75,500円	10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	74,600円
		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	113,900円	25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	112,900円
		50,000平方メートル以 上のもの	172,200円	50,000平方メートル以 上のもの		50,000平方メートル以 上のもの	171,300円
		その他誘導仕様 のもの	300平方メートル未満 のもの	19,900円	その他誘導仕様 のもの	300平方メートル未満 のもの	19,400円
		基準によ るもの	300平方メートル以上	33,800円	基準によ るもの	300平方メートル以上	33,100円
			2,000平方メートル未 満のもの			2,000平方メートル未 満のもの	
			2,000平方メートル以 上5,000平方メートル	60,500円		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル	59,400円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
			未満のもの				未満のもの
			5,000平方メートル以	91,100円			5,000平方メートル以
			上10,000平方メートル				上10,000平方メート
			未満のもの				ル未満のもの
			10,000平方メートル以	166,400円			10,000平方メートル
			上25,000平方メートル				以上25,000平方メー
			未満のもの				トル未満のもの
			25,000平方メートル以	280,900円			25,000平方メートル
			上50,000平方メートル				以上50,000平方メー
			未満のもの				トル未満のもの
			50,000平方メートル以	492,000円			50,000平方メートル
			上のもの				以上のもの
	誘導基準		300平方メートル未満	30,400円		その他の	300平方メートル未満
	併用法に		のもの			もの	のもの
	よるもの		300平方メートル以上	50,500円			300平方メートル以上
			2,000平方メートル未				2,000平方メートル未
			満のもの				満のもの
			2,000平方メートル以	87,200円			2,000平方メートル以
			上5,000平方メートル				上5,000平方メートル
			未満のもの				未満のもの
			5,000平方メートル以	127,000円			5,000平方メートル以
			上10,000平方メートル				上10,000平方メート
			未満のもの				ル未満のもの

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)				旧 (現 行)			
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	243,300円			10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	315,800円
		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	423,600円			25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	558,400円
		50,000平方メートル以 上のもの	766,200円			50,000平方メートル 以上のもの	1,025,900円
	その他の もの	300平方メートル未満 のもの	40,800円				
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	67,500円				
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	114,300円				
		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	163,400円				
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	320,700円				
		25,000平方メートル以	566,600円				

新（改正後）				旧（現 行）				
			上50,000平方メートル未満のもの					
			50,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1,040,700円				
<p>備考 4の項の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表に適用する。</p>								
<p>10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものを除く。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>								
項	建築物の区分	区 分 評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	金 額	項	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	金 額
1	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応ずると認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円	1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応ずると認められたもの	1,000平方メートル未満のもの	10,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
<p>備考 4の項の表の備考1、備考2、備考3及び備考5の規定は、この表に適用する。</p>								
<p>10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものを除く。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>								

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現行）			
			未満のもの				満のもの
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円			50,000平方メートル以上のもの
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円			
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円	2	その他のもの	モデル建物法によるもの
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円			1,000平方メートル未満のもの
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
							5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
							10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
							25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
							50,000平方メートル以上のもの

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円		50,000平方メートル以上のもの	321,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円	その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	162,900円
	50,000平方メートル以上のもの	326,500円		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
	5,000平方メートル以上	374,900円			

新（改正後）					旧（現 行）				
				上10,000平方メートル未満のもの				50,000平方メートル以上のもの	619,500円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円				
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円				
				50,000平方メートル以上のもの	629,700円				
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に対応すると認めたもの			3,700円				
		その他	誘導仕様基準	200平方メートル未満のもの	11,000円				
			によるもの	200平方メートル以上のもの	11,800円				
			誘導基準併用	200平方メートル未満のもの	15,700円				
			法によるもの	200平方メートル以上のもの	17,200円				

新（改正後）				旧（現 行）	
			その他 のもの	200平方メートル未満 のもの	20,700円
				200平方メートル以上 のもの	23,000円
3	共同住宅 等又は複 合建築物 の一戸建 て以外の 住宅部分	登録住宅性能 評価機関等が軽 微な変更等に該当 すると認めたも の		300平方メートル未満 のもの	6,400円
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	12,600円
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	26,900円
				5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	47,400円
				10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	75,500円
				25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	113,900円
				50,000平方メートル 以上のもの	172,200円

新（改正後）				旧（現 行）
その他 のもの	誘導仕 様基準 による もの	300平方メートル未満 のもの	19,900円	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	33,800円	
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	60,500円	
		5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	91,100円	
		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	166,400円	
		25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	280,900円	
		50,000平方メートル 以上のもの	492,000円	
		誘導基 準併用 法によ るもの	300平方メートル未満 のもの	30,400円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未	50,500円	

新（改正後）			旧（現 行）
	満のもの		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円	
	50,000平方メートル以上のもの	766,200円	
その他	300平方メートル未満のもの	40,800円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円	

新（改正後）

旧（現 行）

			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円

備考 [略]

11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものに限る。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

項	区 分			金 額
	建築物の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
1	非住宅建築物又は複合建築物	登録住宅性能評価機関等が	300平方メートル未満のもの	11,300円
		軽微な変更	300平方メートル以上	19,400円

備考 [略]

11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものに限る。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

項	区 分		金 額
	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認められたもの	1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		1,000平方メートル以上	30,700円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）					
物の非住宅部分	当すると認められたもの	1,000平方メートル未満のもの				2,000平方メートル未満のもの			
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円		
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円		
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円		
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円		
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円			50,000平方メートル以上のもの	319,900円		
		50,000平方メートル以上のもの	325,300円						
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	101,000円	2	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの
			300平方メートル以上1,000平方メートル未	128,500円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
								2,000平方メートル以上5,000平方メートル未	269,000円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
	満のもの			のもの	
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円		50,000平方メートル以上のもの	641,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円		その他のもの	1,000平方メートル未満のもの
	50,000平方メートル以上のもの	651,600円			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
その他	300平方メートル未満のもの	263,400円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）				
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円			50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円				
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円				
			50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円				
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に対応すると認めたもの		5,900円				
		その他誘導仕	200平方メートル未満	20,600円				

新（改正後）					旧（現 行）	
		のもの	様基準	のもの		
		による	もの	200平方メートル以上	22,100円	
		誘導基	準併用	200平方メートル未満	29,900円	
		法によ	るもの	200平方メートル以上	33,000円	
		その他	のもの	200平方メートル未満	39,900円	
				200平方メートル以上	44,600円	
3	共同住宅 等又は複 合建築物 の一戸建 て以外の 住宅部分	登録住宅性能 評価機関等が軽 微な変更該当 すると認めたも の		300平方メートル未満 のもの	11,300円	
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	23,700円	
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	52,300円	
				5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	93,300円	
				10,000平方メートル	149,800円	

新（改正後）				旧（現 行）	
			以上25,000平方メートル未満のもの		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円	
			50,000平方メートル以上のもの	343,100円	
その他 のもの	誘導仕 様基準 による もの	300平方メートル未満のもの	38,400円		
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	66,200円		
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	119,600円		
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	180,700円		
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	331,500円		
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	560,400円		

新（改正後）			旧（現 行）	
		トル未満のもの		
		50,000平方メートル以上のもの	982,600円	
誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円		
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円		
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円		
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円		
	50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円		
その他	300平方メートル未満	80,200円		

新（改正後）			旧（現 行）	
	のもの	のもの		
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	133,500円	
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	227,100円	
		5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	325,300円	
		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	640,100円	
		25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	1,131,900円	
		50,000平方メートル 以上のもの	2,080,000円	
備考 [略]			備考 [略]	
			12 <u>法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査</u> <u>申請1件に</u> <u>つき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め</u> <u>る額</u>	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）		
項	建築物等の区分	区 分		金 額
		評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
1	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	登録住宅性能評価機関等が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できるもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）			
		モデル建物法によるもの（申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の全部の建築物の用途が工場等のものに限る。）	50,000平方メートル以上のもの	319,900円
			300平方メートル未満のもの	21,600円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	202,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	251,500円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																						
			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1619 277 1921 373">50,000平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="1921 277 2096 373">349,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1619 373 1921 469">モデル建物法によるもの(申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の全部の建築物の用途が工場等のもを除外。)</td> <td data-bbox="1921 373 2096 469">99,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1619 469 1921 620">300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 469 2096 620">126,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1619 620 1921 764">300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 620 2096 764">166,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1619 764 1921 908">1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 764 2096 908">269,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1619 908 1921 1051">2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 908 2096 1051">351,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1619 1051 1921 1195">5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 1051 2096 1195">421,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1619 1195 1921 1339">10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 1195 2096 1339">495,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1619 1339 1921 1386">25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 1339 2096 1386">641,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1619 1386 1921 1426">50,000平方メートル</td> <td data-bbox="1921 1386 2096 1426"></td> </tr> </table>	50,000平方メートル以上のもの	349,700円	モデル建物法によるもの(申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の全部の建築物の用途が工場等のもを除外。)	99,200円	300平方メートル未満のもの	126,300円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,200円	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	269,000円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	351,100円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	421,900円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	495,000円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	641,100円	50,000平方メートル	
50,000平方メートル以上のもの	349,700円																						
モデル建物法によるもの(申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の全部の建築物の用途が工場等のもを除外。)	99,200円																						
300平方メートル未満のもの	126,300円																						
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,200円																						
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	269,000円																						
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	351,100円																						
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	421,900円																						
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	495,000円																						
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	641,100円																						
50,000平方メートル																							

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1265 236 1406 323"></th> <th data-bbox="1406 236 1921 323">以上のもの</th> <th data-bbox="1921 236 2096 323"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1265 323 1406 419">その他のもの （申請に係る</td> <td data-bbox="1406 323 1921 419">300平方メートル未満 のもの</td> <td data-bbox="1921 323 2096 419">26,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 419 1406 563">非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分の全部の建 築物の用途が 工場等のもの に限る。）</td> <td data-bbox="1406 419 1921 563">300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの</td> <td data-bbox="1921 419 2096 563">35,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 563 1921 707">1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの</td> <td data-bbox="1921 563 2096 707">49,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 707 1921 850">2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの</td> <td data-bbox="1921 707 2096 850">116,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 850 1921 994">5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 850 2096 994">171,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 994 1921 1137">10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 994 2096 1137">211,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1137 1921 1281">25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの</td> <td data-bbox="1921 1137 2096 1281">262,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1281 1921 1425">50,000平方メートル 以上のもの</td> <td data-bbox="1921 1281 2096 1425">362,600円</td> </tr> </tbody> </table>		以上のもの		その他のもの （申請に係る	300平方メートル未満 のもの	26,200円	非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分の全部の建 築物の用途が 工場等のもの に限る。）	300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	35,400円		1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	49,100円		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	116,000円		5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	171,600円		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	211,900円		25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	262,100円		50,000平方メートル 以上のもの	362,600円
	以上のもの																													
その他のもの （申請に係る	300平方メートル未満 のもの	26,200円																												
非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分の全部の建 築物の用途が 工場等のもの に限る。）	300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	35,400円																												
	1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	49,100円																												
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	116,000円																												
	5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	171,600円																												
	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	211,900円																												
	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	262,100円																												
	50,000平方メートル 以上のもの	362,600円																												

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）		
		その他のもの （申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の全部の建築物の用途が工場等のものを除く。）	300平方メートル未満のもの	259,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	324,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
		2	一戸建て登録住宅性能	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）					
	の住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	評価機関等が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書等により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できるもの				
		その他 のもの	仕様基準等によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円	
			その他 のもの	200平方メートル以上 のもの	21,600円	
			その他 のもの	200平方メートル未満 のもの	39,100円	
				200平方メートル以上 のもの	43,700円	
		3	共同住宅等又は複合建築物	登録住宅性能評価機関等が建築物エネルギー	300平方メートル未満 のもの	11,000円
					300平方メートル以上	23,100円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）			
	の 一 戸 建 て 以 外 の 住 宅 部 分	消費性能基準 に適合すると認 めたもの又は建 設住宅性能評 価書等により建 築物エネルギー 消費性能基準 に適合すること が確認できるも の	2,000平方メートル未 満のもの	
			2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	51,300円
			5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	91,600円
			10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	147,200円
			25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	222,500円
			50,000平方メートル 以上のもの	337,400円
		その他 のもの	仕様基 準等に よるも の	300平方メートル未満 のもの
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	65,000円
			2,000平方メートル以 上5,000平方メートル	117,500円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）			
			未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	551,300円
			50,000平方メートル以上のもの	966,800円
	その他のもの		300平方メートル未満のもの	78,700円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	319,900円

新（改正後）	旧（現 行）									
				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1621 272 1917 416">10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1917 272 2092 416">629,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1621 416 1917 560">25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1917 416 2092 560">1,113,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1621 560 1917 659">50,000平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="1917 560 2092 659">2,046,600円</td> </tr> </table>	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	629,700円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,113,700円	50,000平方メートル以上のもの	2,046,600円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	629,700円									
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,113,700円									
50,000平方メートル以上のもの	2,046,600円									
	<p>備考</p> <p>1 1の項の表の備考1並びに4の項の表の備考2、備考3及び備考5の規定は、この表に適用する。</p> <p>2 この表において、「非住宅建築物」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは同号に規定する複合建築物をいい、「建築物エネルギー消費性能基準」とは法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいい、「住宅」とは同令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、「仕様基準等」とは同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準をいい、「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第</p>									

新（改正後）	旧（現 行）
<p>12 <u>法第30条第1項</u>（<u>法第31条第2項</u>において準用する場合を含む。） の認定を受けたことを証する書面の交付 1通につき、980円</p>	<p><u>7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（次号及び第3号において「検査済証」という。）</u> <u>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証</u> <u>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証</u> <u>4 この表において「建設住宅性能評価書等」とは次に掲げるものをいう。</u> <u>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書</u> <u>(2) 備考3第2号又は第3号に掲げるもの</u> 13 <u>法第35条第1項</u>（<u>法第36条第2項</u>において準用する場合を含む。） の認定又は<u>法第41条第2項の認定</u>を受けたことを証する書面の交付 1通につき、980円</p>